

第3次熊本県建設産業振興プラン

～魅力ある建設産業を目指して～

平成31年(2019年)3月

熊本県土木部

目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 プランの対象	1
3 プランの期間	1
第1章 本県の建設産業の現状	2
1 建設市場の動向	2
2 建設産業の動向	3
3 県の投資的経費の推移	5
第2章 本県の建設産業が抱える課題	6
1 人材の確保の現状	7
2 経営面の現状	17
3 地域インフラ維持の現状	20
4 県内建設産業の課題	22
第3章 「新熊本県建設産業振興プラン」(前プラン)の取組実績	24
第4章 基本目標と取組みの方向性	28
第5章 県の支援策	30
1 将来の建設産業を支える人材の確保・育成	31
2 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業	34
3 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業	37
用語の解説	39

はじめに

1 策定の趣旨

建設産業は、インフラ（社会基盤）の整備や維持管理、災害時の復旧・復興などを通じて県民の安全安心に寄与するとともに、地域の雇用・経済を支える本県の重要な産業です。

これまで県では、平成 16 年（2004 年）3 月に「熊本県建設産業振興プラン」、平成 22 年（2010 年）12 月に「新熊本県建設産業振興プラン（以下「前プラン」という。）」を策定し、技術と経営に優れ、社会に貢献する建設企業に対して経営改善等の自助努力を支援し、また、透明で公正な市場環境づくりのため建設市場環境の整備を行ってきました。

この間、国では、公共工事等の品質確保とその担い手の確保を実現するため、平成 26 年（2014 年）に「公共工事品質確保促進法」、「公共工事入札契約適正化法」及び「建設業法」の担い手 3 法の改正が行われ、国を挙げてダンピング対策の強化や契約の適正な履行の確保、建設工事の担い手の育成・確保などの取組みが進められてきました。

近年、県においても、全産業的な生産年齢人口の減少による「人材確保競争の激化」「技術・技能の承継の懸念」など、建設産業の担い手の確保が喫緊の課題となっており、地域インフラの日常的な維持管理や除雪等を行う「地域の守り手」としての役割を果たすことが困難になりつつあります。

また、平成 28 年（2016 年）4 月の熊本地震に係る復旧・復興といった災害時の対応や平成 28 年（2016 年）12 月の高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策など、建設産業の社会における役割や重要性が再認識される中で、地域の対応力の低下への懸念が高まっています。

更に、熊本地震発災により大幅に増加した建設需要の収束に伴う復旧・復興後の建設投資の減少にも留意が必要です。

このように、今後の県内建設産業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されるため、県内建設産業の現状を把握するとともに、前プランの分析・課題整理等を行い、県内建設産業が、県民の生活を支える社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する担い手としてあり続けるために、新たな建設産業振興の方向性を示す「第 3 次熊本県建設産業振興プラン」を策定することとします。

2 プランの対象

熊本県内に主たる営業所を置く建設企業を主な対象とします。

3 プランの期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 か年を計画期間とします。

第1章 本県の建設産業の現状

1 建設市場の動向

- 本県の建設投資は、熊本地震の影響により、平成28年度(2016年度)から29年度(2017年度)にかけて急激に増加していますが、発災前の5年間(平成23年度(2011年度)から27年度(2015年度))の平均値では5,750億円となっており、平成16年(2004年)3月策定の熊本県建設産業振興プランの計画初年度(平成16年度(2004年度))の6,137億円と比べ387億円減少(約6%減)しています。(図1-1)
- 県内の元請完工高に占める維持修繕工事の割合は、平成28年度(2016年度)は土木、建築ともに約40%となっており、平成20年度(2008年度)と比べ土木で18.1ポイント、建築で9.5ポイント上昇しています。今後、長寿命化計画・維持管理計画等に基づく維持管理等に要する経費は年々増加することが見込まれます。(図1-2)

図1-1 県内建設工事費の推移

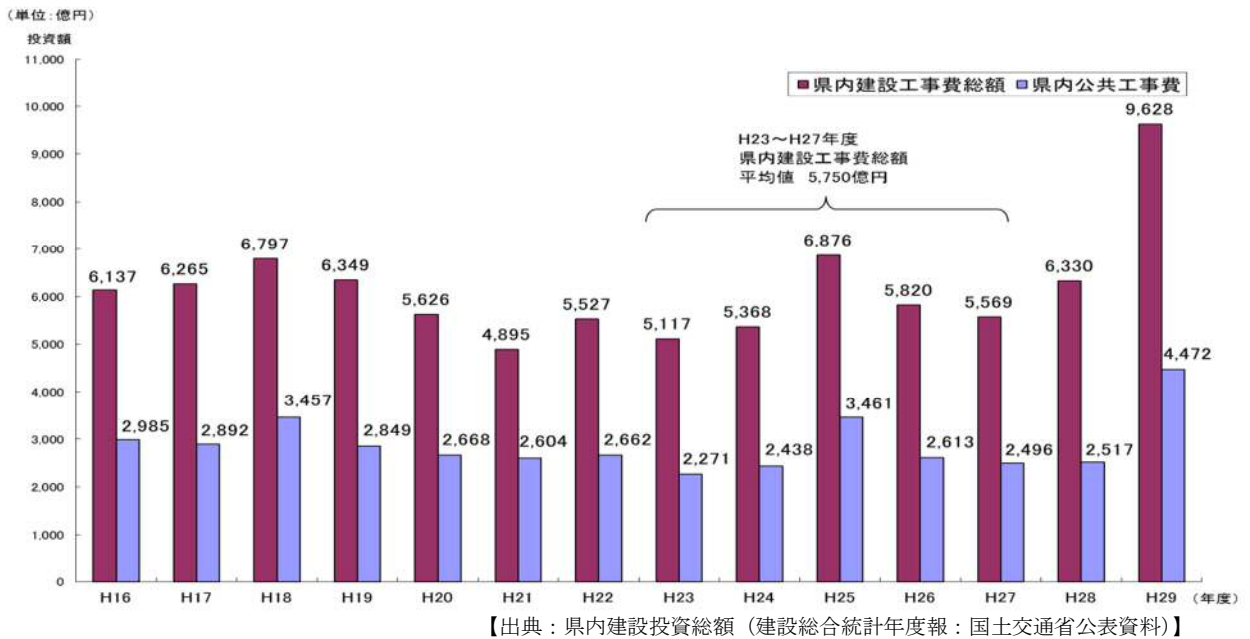
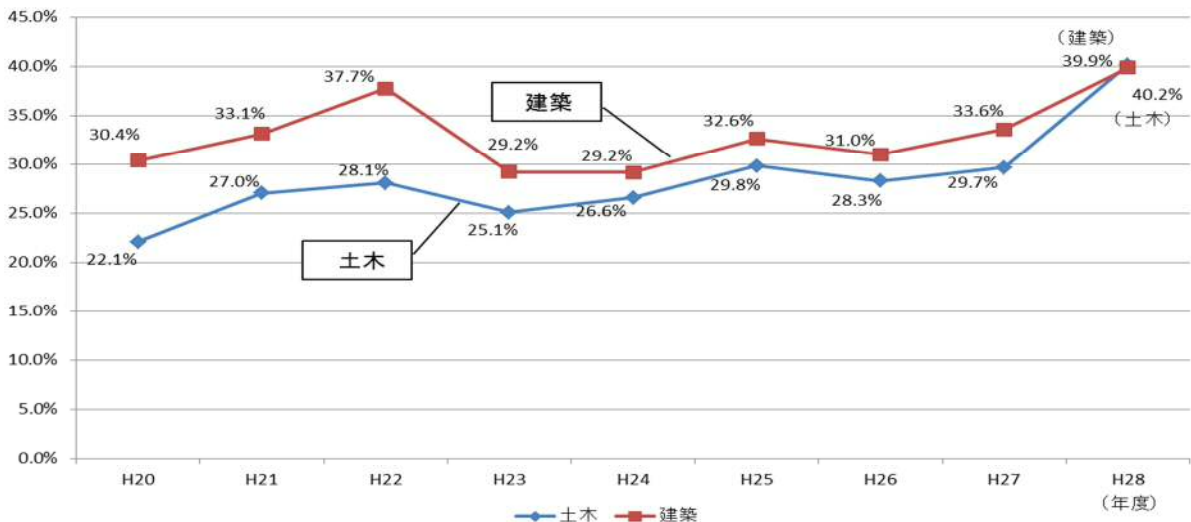


図1-2 県内の元請完工高に占める維持修繕工事の割合



2 建設産業の動向

- 本県の建設業許可業者数は、平成 29 年度（2017 年度）で 6,524 者となっており、平成 11 年度（1999 年度）の 8,327 者をピークに年々減少してきましたが、平成 24 年度（2012 年度）以降は横ばいで推移しています。（図 2-1）
- 県内建設企業の倒産件数は、平成 13 年度（2001 年度）の 102 件をピークに減少し、ここ数年は比較的低下水準にあります。また、全産業に占める割合も平成 29 年度（2017 年度）は約 17%とこれまでよりも低位となっています。（図 2-2）
- 県内建設企業の完成工事高営業利益率は、平成 21 年度（2009 年度）の△1.33%を底に、平成 28 年度（2016 年度）は 2.21%と回復してきているものの、全国的にみると低い水準にあります。特に、完成工事高が少ない企業ほど営業利益率は低くなる傾向にあります。（図 2-3）

図 2-1 県内の建設許可業者数の推移



図 2-2 県内企業の倒産件数の推移

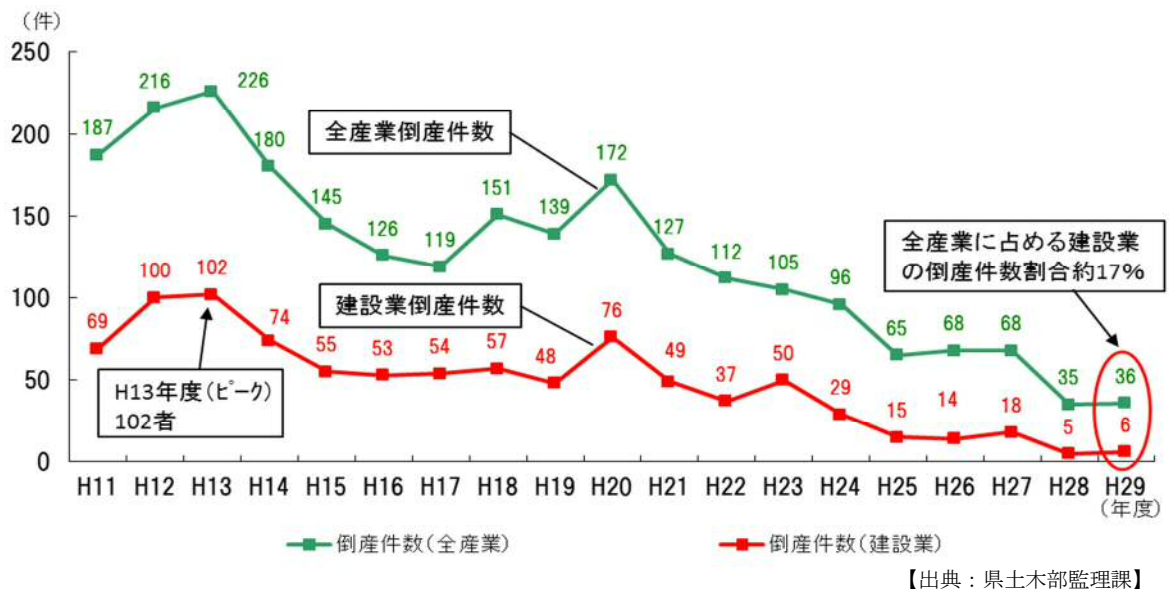
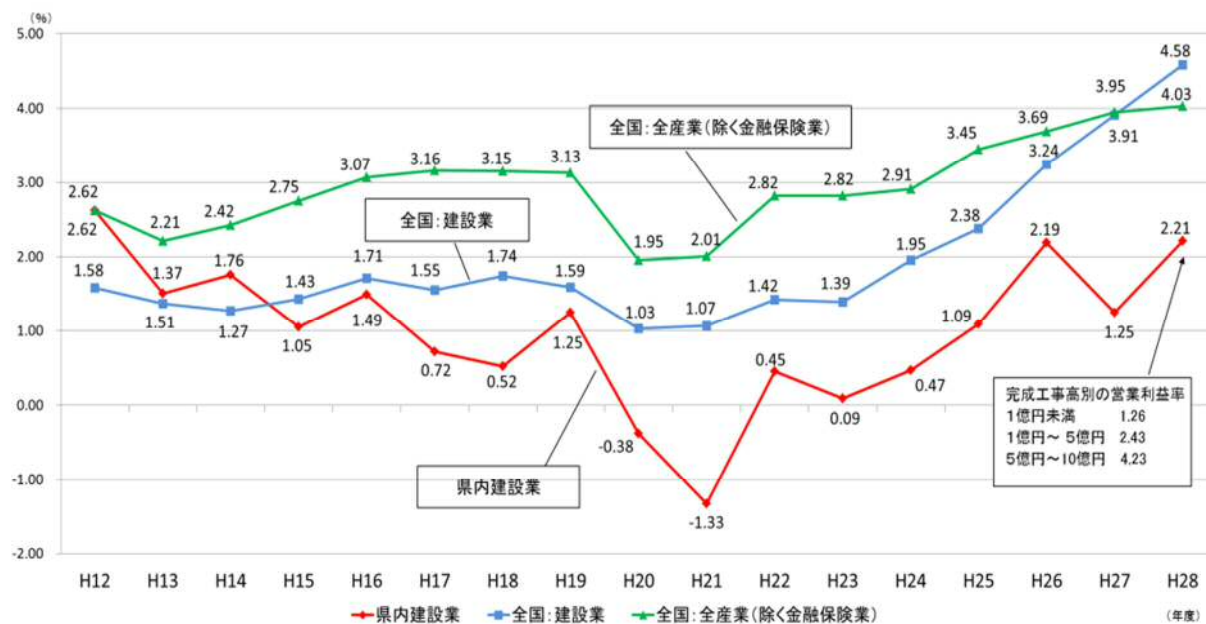


図 2-3 県内建設企業の完成工事高営業利益率等の推移

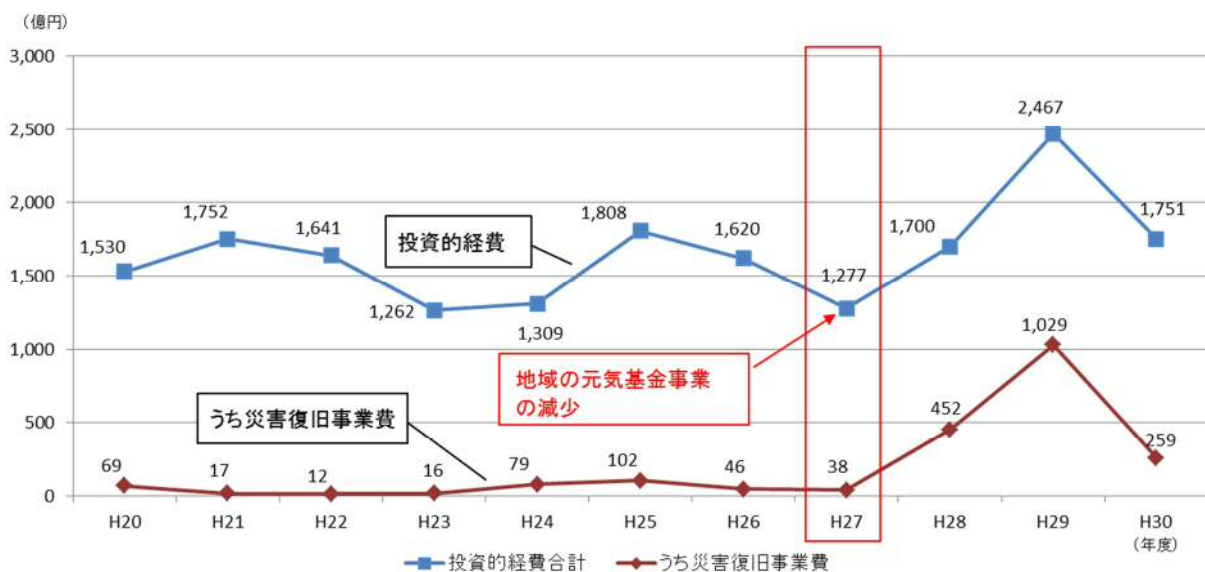


【出典：全国：法人企業統計（財務省）／県内建設業：建設業の経営指標（西日本建設業保証㈱）】

3 県の投資的経費の推移

- 平成 24 年（2012 年）4 月の熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に国道・県道等の所管が移譲されましたが、県が毎年 6 月及び 12 月に公表している「財政事情」によると、平成 25 年度（2013 年度）の県の公共事業の投資的経費※1 は、前年度の国の経済対策や熊本広域大水害に伴う事業費の増により、約 1,808 億円の決算額となっています。（図 3）
- また、平成 26 年度（2014 年度）は、国庫補助事業や「地域の元気基金事業」を積極的に活用したことにより、平成 25 年度（2013 年度）より減少したものの約 1,620 億円の決算額となっており、平成 27 年度（2015 年度）は、前年度までの「地域の元気基金事業」の減少により、約 1,277 億円まで大幅に減少しています。
- 平成 28 年度（2016 年度）及び平成 29 年度（2017 年度）は、熊本地震に係る復旧・復興事業への対応などにより、決算額が大幅に増加しています。
- 平成 30 年度（2018 年度）は熊本地震に係る災害復旧事業費の減少などにより、当初予算額（一般会計）で、約 1,751 億円（熊本地震関連分含む）となっています。
- このように、本県の投資的経費の額は、災害の発生等に大きく左右されることから、平成 31 年度（2019 年度）以降の県の投資的経費を見込む上では、経済対策や災害事業の影響が少なかった平成 27 年度（2015 年度）の決算額を基準に想定しておくことが適当と考えられます。
- 県としては、熊本広域大水害や熊本地震など、近年の頻発・激甚化している自然災害から県民の生命と財産を守るため、国土強靱化に向けた防災・減災、老朽化対策等が喫緊の課題であるという認識の下、平成 31 年度（2019 年度）以降の公共事業予算の安定的・持続的な確保に向け、引き続き効率的な予算の執行等に取り組むとともに、国に対して更なる財源の確保を強く要望していきます。

図 3 県の投資的経費の推移（普通会計）



【出典：財政事情（県財政課）】※H20～H29：決算、H30：当初予算（一般会計）

※1～※22 の解説については、39 ページ以降の「用語の解説」に記載しています。

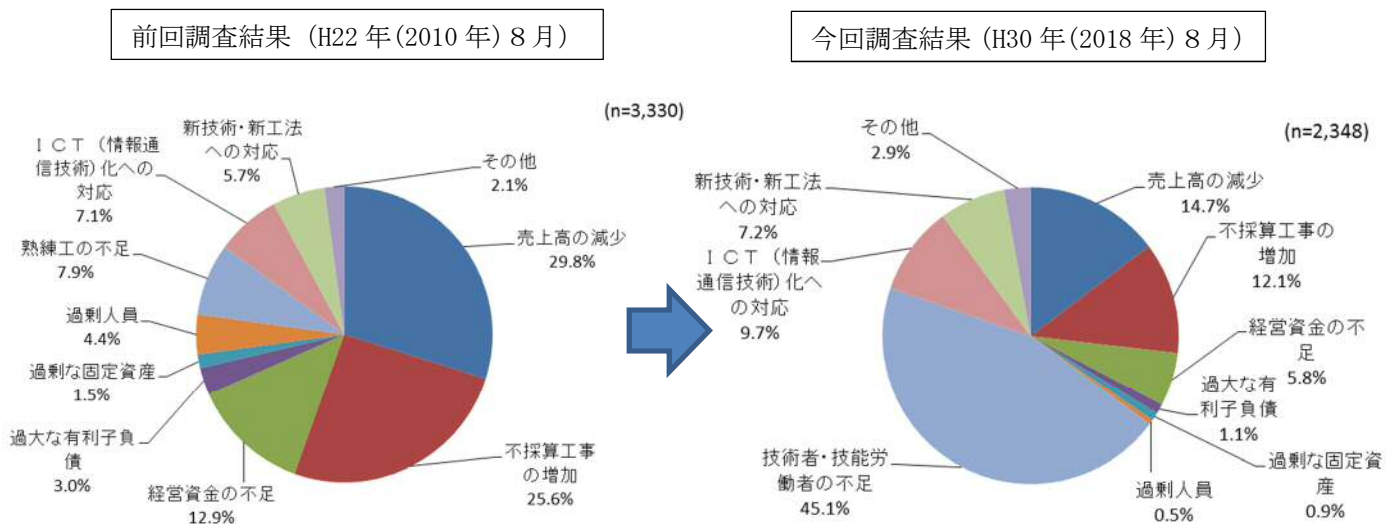
第2章 本県の建設産業が抱える課題

平成22年（2010年）8月に県土木部監理課で実施した「建設事業者アンケート調査」の結果（以下「前回調査結果」という。）では、経営者が考える経営上の問題として、「売上高の減少」が約30%、「不採算工事の増加」が約26%、「経営資金の不足」が約13%という結果となっていました。平成30年（2018年）8月に実施した「建設事業者アンケート調査」※2の結果（以下「アンケート結果」という。）では、「技術者※3・技能労働者※4の不足」が約45%と最も多く、次いで「売上高の減少」の約15%、「不採算工事の増加」の約12%となっています。（図4-1）

このアンケート結果を踏まえ、本章では、第一に人材の確保・育成の課題を、第二に経営面での課題を整理していきます。

また、地域インフラの維持管理の課題や熊本地震発災の経験を踏まえた災害対応への課題についても、併せて整理を行います。

図4-1 経営者が考える経営上の問題



【出典：アンケート結果（県土木部監理課）】

1 人材の確保の現状

(1) 本県の人口推移と将来推計

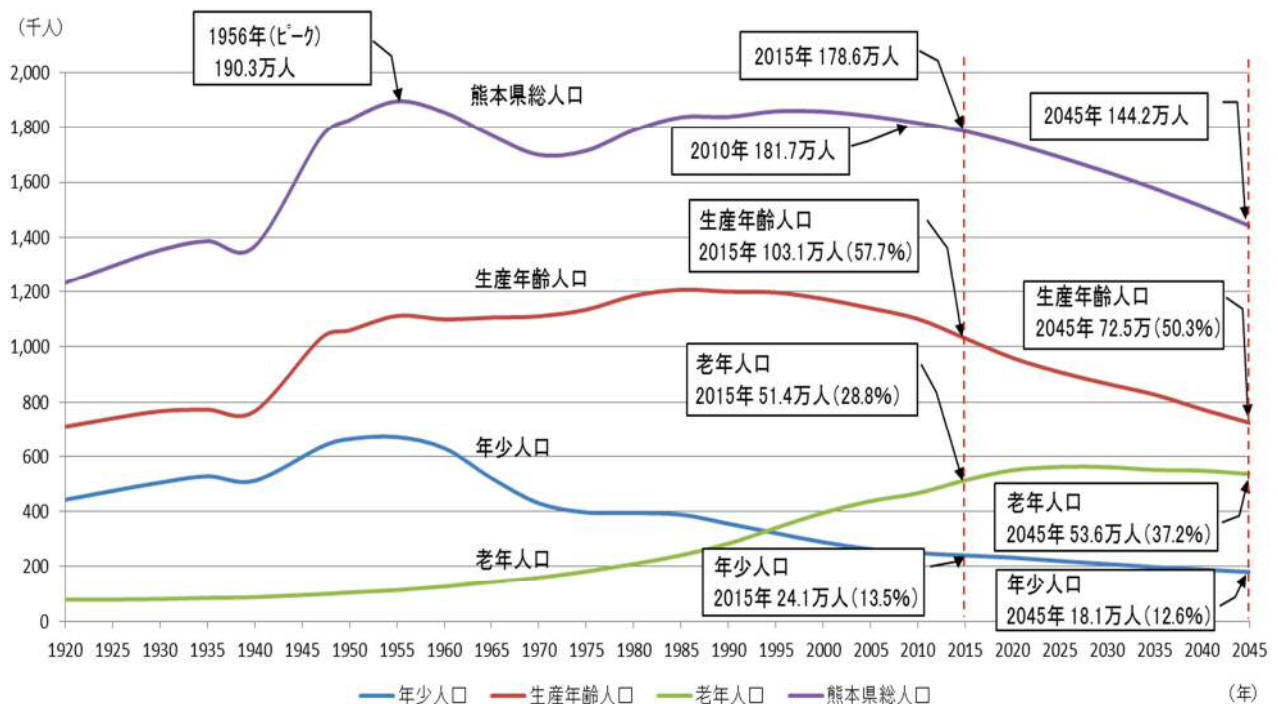
- 本県の2015年10月1日現在の人口は、178.6万人で、2010年の181.7万人から、3.1万人減少(約1.7ポイント減)しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2045年には総人口が144.2万人となっており、2015年に比べ34.4万人減少(約19ポイント減)となると予測されています。

また、2045年の年齢構成は年少人口(0~14歳)が18.1万人(2015年比6.0万人減)、生産年齢人口(15~64歳)が72.5万人(同30.6万人減)、老年人口(65歳以上)が53.6万人(同2.2万人増)となり、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、約3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みです。(図4-2)

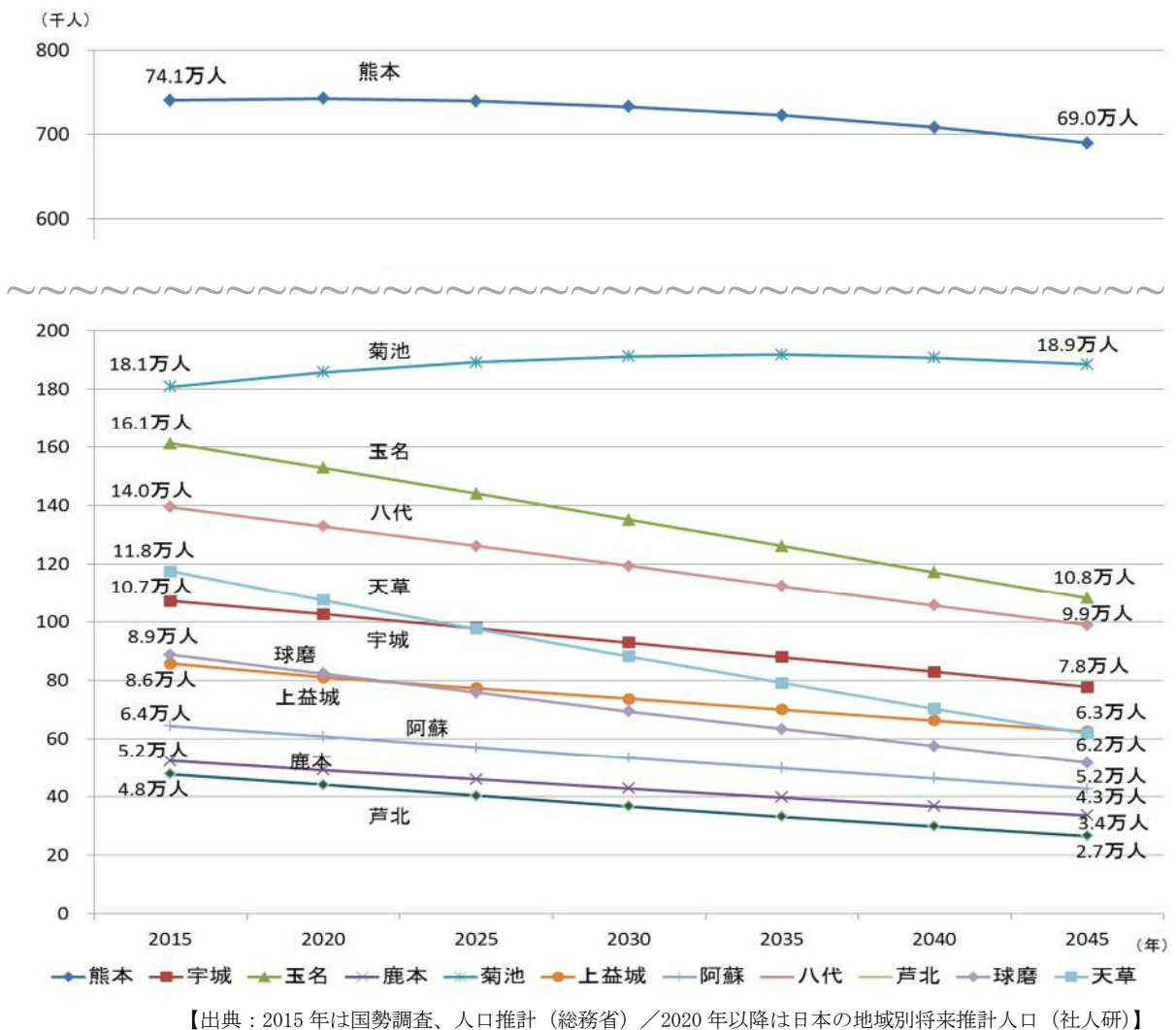
- 県の地域振興局管内別に2015年の人口と2045年の将来推計を比べた場合、菊池地域振興局管内を除き、人口は減少する予測となっています。(図4-3)

図4-2 本県の年齢3区分人口の推移



【出典：2015年までは国勢調査、人口推計（総務省）／2020年以降は日本の地域別将来推計人口（社人研）】

図 4-3 地域振興局管内別人口の将来推計



(2) 県内建設業従業者と求人・就職の状況

○ 県内建設業従業者は、平成 28 年度（2016 年度）に 50,302 人であり、平成 18 年度（2006 年度）の 60,511 人と比べ、約 17%減少しています。

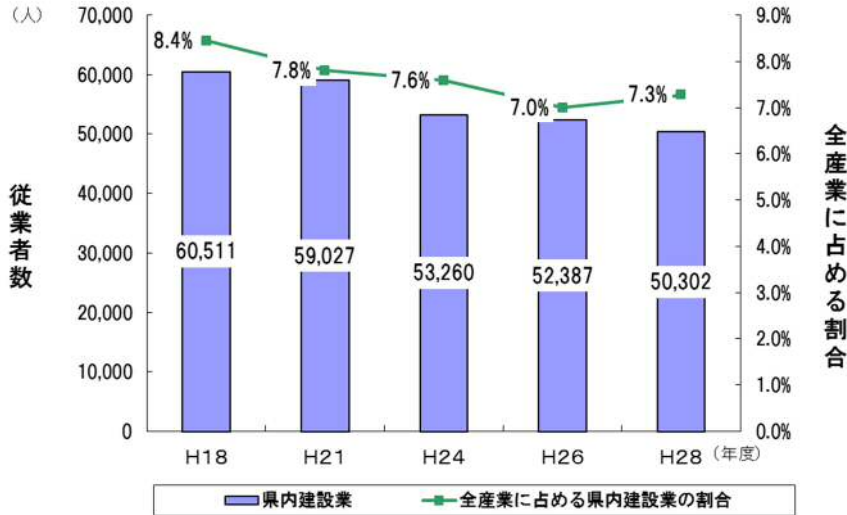
また、全産業に占める県内建設業従業者の割合も低下傾向にあり、近年は約 7%台で推移しています。（図 4-4）

○ 県内建設業従業者は、55 歳以上の割合が約 39%と全国平均の約 34%を上回り高齢化が進行しています。一方で、29 歳以下の従業者の割合は、平成 24 年（2012 年）の約 9%から上昇し、約 13%になっています。（図 4-5）

○ 県内の建設業における新規高等学校卒業者の求人数は、平成 23 年（2011 年）3 月卒を底に近年増加し、平成 30 年（2018 年）3 月卒は 1,034 名となっています。

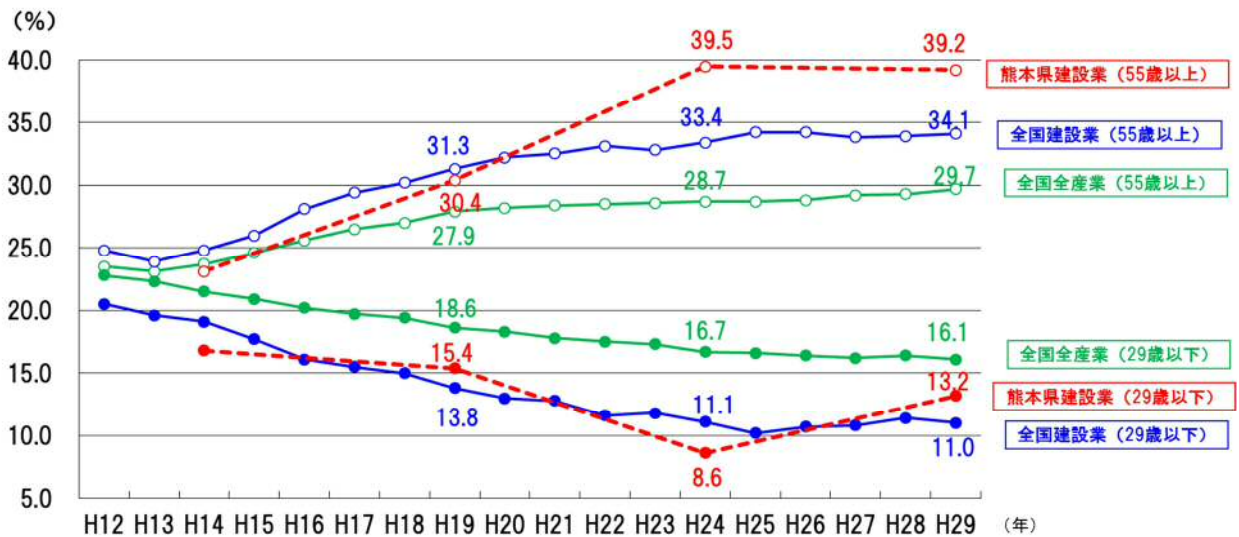
しかし、求人数が就職者数をはるかに上回っているため、就職者数を求人数で除して求める充足率は、平成 30 年（2018 年）3 月卒で約 16%と低い水準になっています。（図 4-6）

図 4-4 県内建設業従業者の推移



【出典：経済センサス（総務省）】

図 4-5 県内建設業従業者の年齢構成の推移



【出典：建設業就業構造基本調査（総務省）、労働力調査（総務省）】

図 4-6 県内建設業における新規高等学校卒業者の求人・就職状況



【出典：県内求人受理及び県内就職状況（熊本労働局）】

(3) 不足する人材の内訳等

- 県内建設業の従業者は、総合工事業に比べ、主に現場で直接作業をする専門工事業の減少率が高くなっており、専門工事業の中でも、特に左官工事業の従業者が平成18年度(2006年度)から28年度(2016年度)にかけて約37%の減少、鉄骨・鉄筋工事業が約36%の減少、大工工事業が約23%の減少となっています。(図4-7)
- また、アンケート結果では、不足する職種として、全ての業種で「施工管理を行う技術者」の割合が最も高くなっています。

土木一式工事及び舗装工事では、「施工管理を行う技術者」が約37%、「作業員」が約30%、「型枠工」が約11%と不足する職種の中でも割合が高くなっています。建築一式工事及びそれ以外の業種(土木一式工事及び舗装工事を除く。)では、「施工管理を行う技術者」が約26%、「作業員」が約12%、「電気工」が約11%、「配管工」「大工」「左官」がそれぞれ約10%と不足する職種の中でも割合が高くなっています。(図4-8)

図4-7 工種別の県内建設業従業者の推移

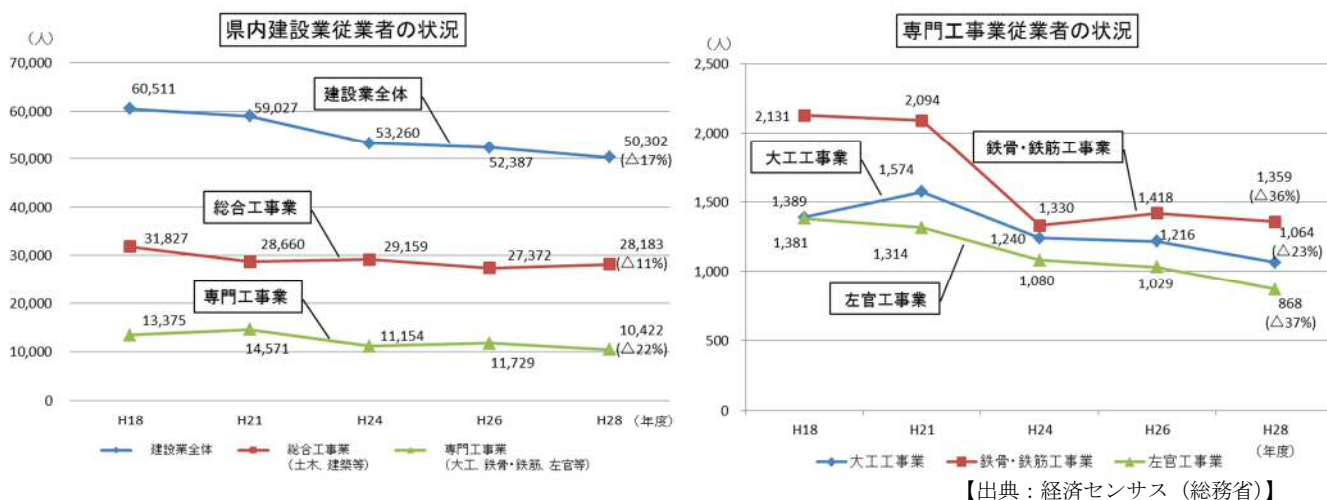
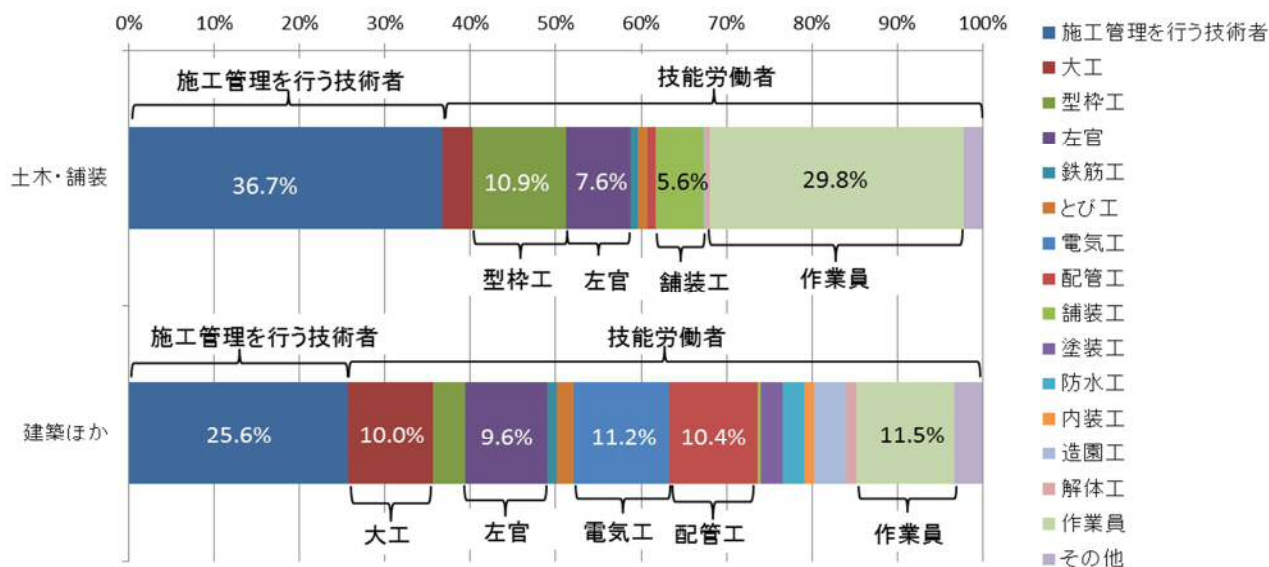


図4-8 業種別の技術者・技能労働者の不足職種



(4) 人材確保にあたっての課題

○ アンケート結果では、建設企業が考える人材確保の課題としては、「建設業が危険やきついなどのイメージ」が約42%と最も高く、次いで「賃金・手当等の金銭的な問題」の約27%、「休日や労働時間の問題」の約25%となっています。(図4-9-1)

○ 一方、土木・建築系学科で学ぶ高校生が持つ建設産業に対するイメージは、平成30年(2018年)7月に本県で実施したアンケート調査(以下「高校生アンケート結果」という。)※5では、「良い」又は「どちらかというが良い」が約67%を占めています。

また、良いイメージ(「どちらかというが良い」を含む。)の理由としては、「やりがいがありそうだから」が約56%と最も高く、次いで「社会や人の役に立てそうだから」が約26%となっており、日頃から授業等で土木・建築に触れることを通して、建設産業が持つ魅力を感じ、良いイメージを持つ結果につながっているものと推察されます。(図4-9-2)

図4-9-1 人材確保の課題

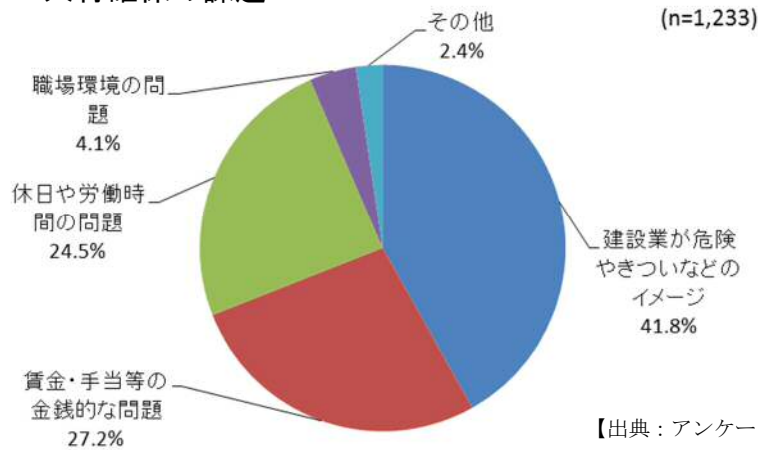
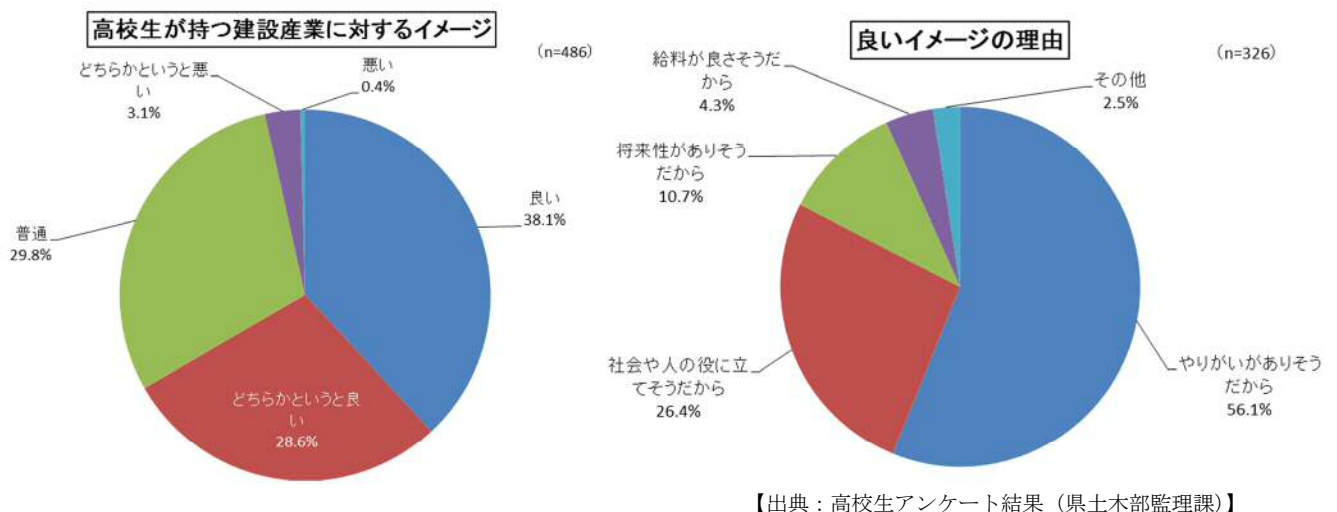


図4-9-2 土木・建築系学科で学ぶ高校生が持つ建設産業に対するイメージ



(5) 県内建設業における男女比の状況

○ 常用労働者に占める女性の割合は、「技術者」「技能労働者」とともに5%未満となっており、直接、建設工事に携わる職種への女性の従業者が少ない状況です。(図4-10)

図4-10 職種別常用労働者の男女の割合

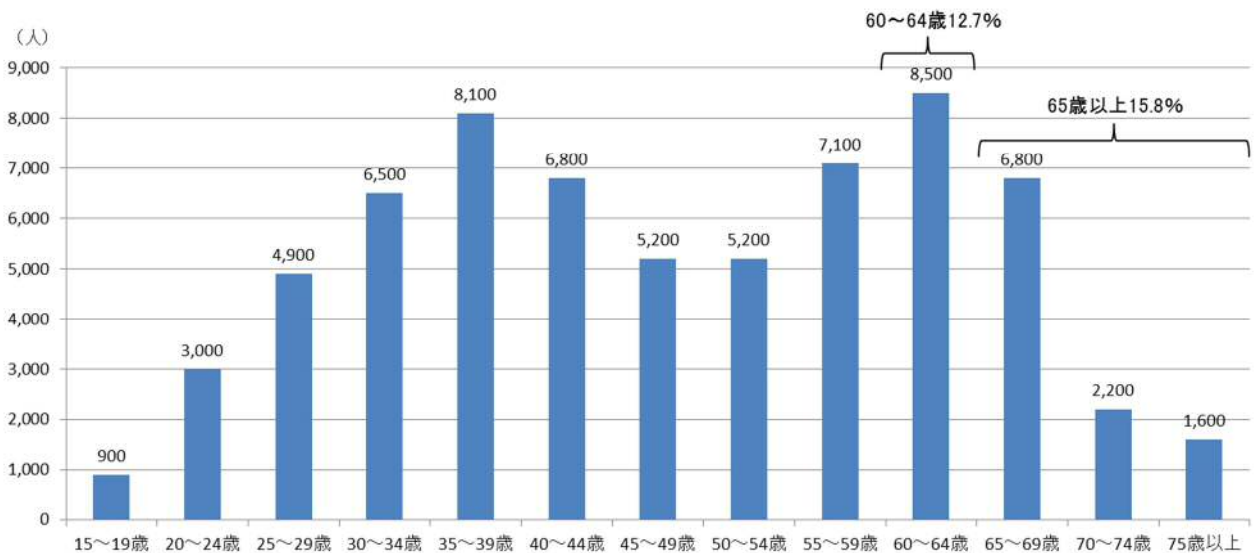


【出典：アンケート結果（県土木部監理課）】

(6) 県内建設業における従業者の年齢構成別の人数

○ 60歳から64歳までの割合は約13%と最も高くなっており、かつ、65歳以上も約16%を占めていることから、県内建設業が高年層に支えられている側面が窺えます。(図4-11)

図4-11 県内建設業従業者の年齢構成別人数



【出典：平成29年(2017年)建設業就業構造基本調査（総務省）】

(7) 県内建設業における外国人雇用の状況

- アンケート結果では、「外国人を雇用している」の割合は約4%であり、「外国人を雇用することを検討している」と併せても約14%となっており、外国人雇用に関しては、積極的な雇用を考えている建設企業は少ない状況にあります。(図4-12)
- 「外国人を雇用している」と回答した建設企業のうち、雇用にあたっての課題については、「雇用するまでの経費がかさむ」「雇用するまでの手続きが煩雑」「言葉・文化等の違いにより意思疎通や指導が難しい」「雇用できる期間が短い」がいずれも2割を超えています。(図4-13)
- 一方、国では「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(平成30年12月25日閣議決定)の中で、生産性向上や国内人材確保のための取組みを行ってもなお生じる人手不足について、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れで充足することが、建設分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠であるとされています。

図4-12 外国人の雇用状況

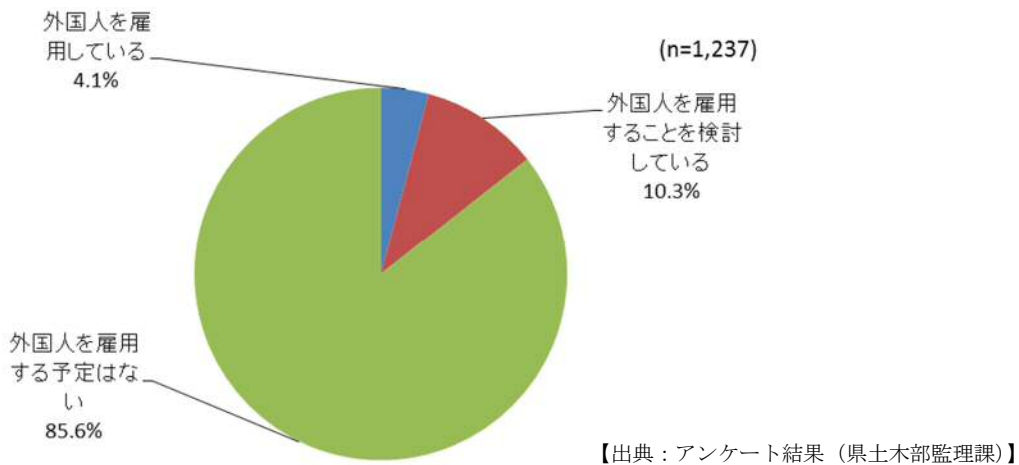
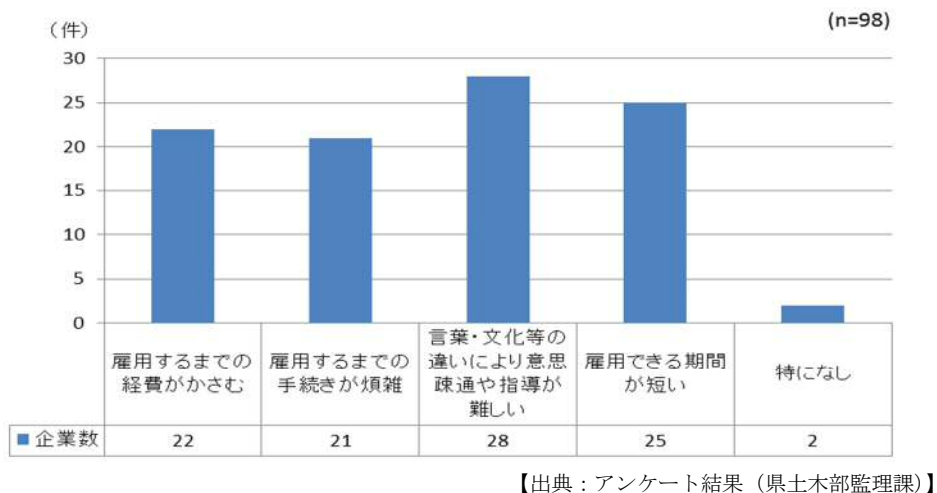


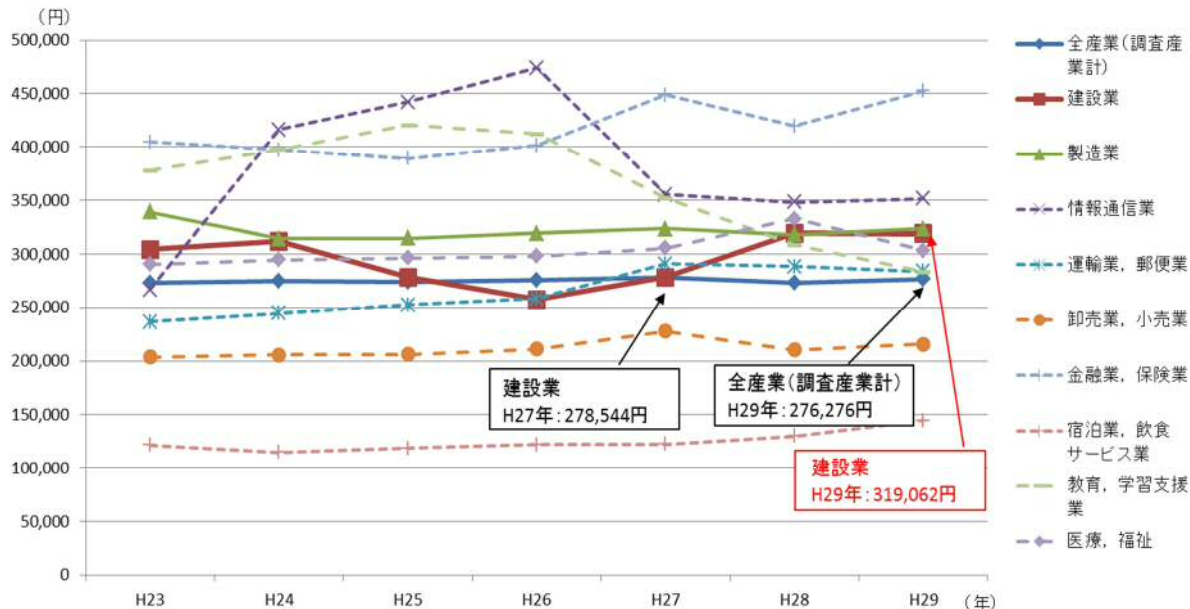
図4-13 外国人雇用に係る課題



(8) 県内建設業従事者の処遇状況

- 平成 29 年 (2017 年) の県内産業別 1 人平均月額現金給与総額は、建設業で 319,062 円となっており、熊本地震発災前の平成 27 年 (2015 年) の 278,544 円から約 15%増加しています。
 また、平成 29 年 (2017 年) は、全産業 (調査産業計) 平均の 276,276 円と比べ、42,786 円 (約 16%) 高くなっています。(図 4-14-1)
- 一方、平成 29 年 (2017 年) の県内建設業の 1 人平均月間出勤日数は 22.1 日となっており、全産業 (調査産業計) の 19.2 日に比べ、出勤日数は約 3 日多い結果となっています。(図 4-14-2)
- 給与総額と実労働時間数によって試算した建設産業の 1 時間当たりの単価は、上昇しているものの全産業 (調査産業計) に比べ低い状況にあります。(図 4-14-3)
- 本県における企業別の社会保険等の加入状況は、3 保険 (雇用保険、健康保険、厚生年金) 全てに加入している企業は 98%と、全国平均とほぼ同じ水準になっていますが、労働者別の 3 保険加入状況は 82%となっており、全国平均の 85%よりやや低い水準となっています。(図 4-15)

図 4-14-1 県内産業別常用労働者の 1 人平均月間現金給与総額の推移 (事業規模 5 人以上)



【出典：毎月勤労統計調査 (県統計調査課)】

図 4-14-2 県内産業別常用労働者の1人月間出勤日数(事業規模5人以上)

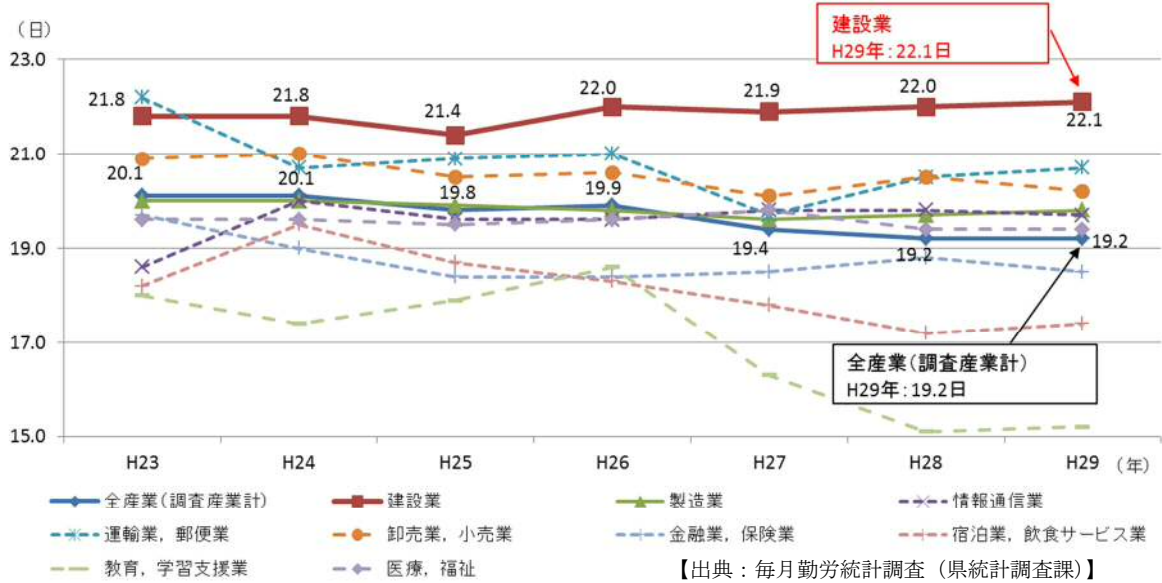


図 4-14-3 県内産業別常用労働者の1時間当たりの単価(事業規模5人以上)

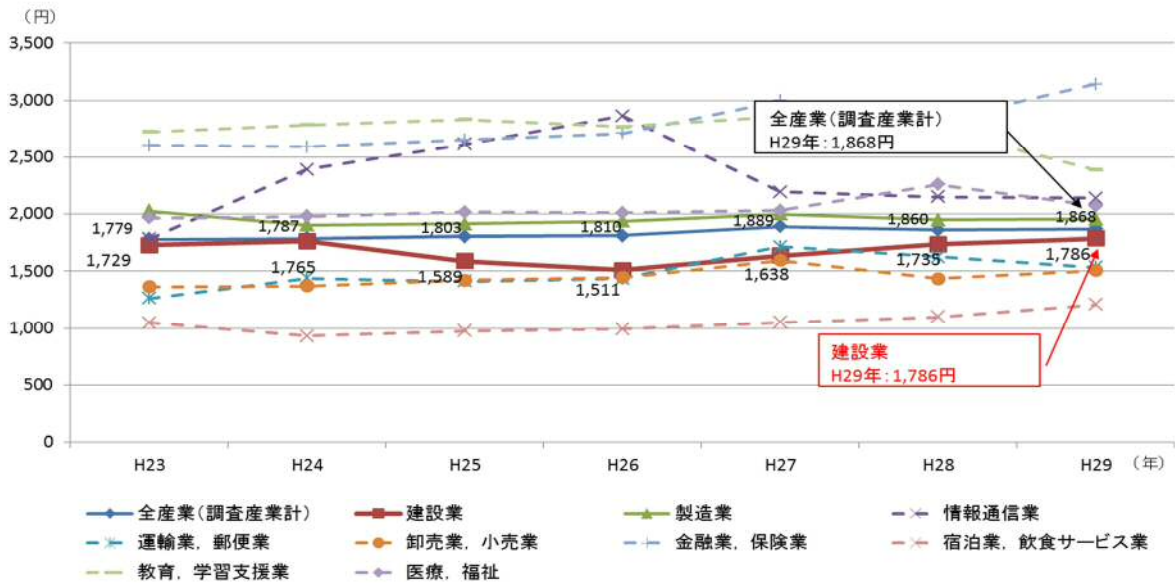
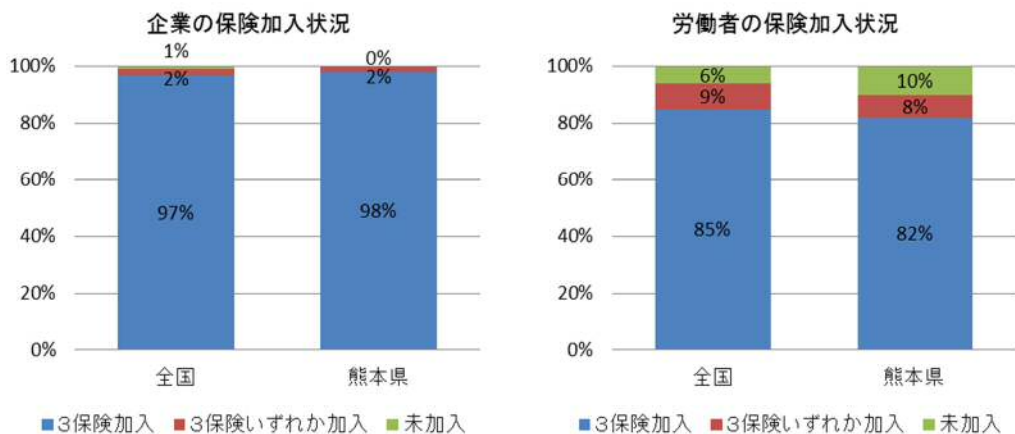


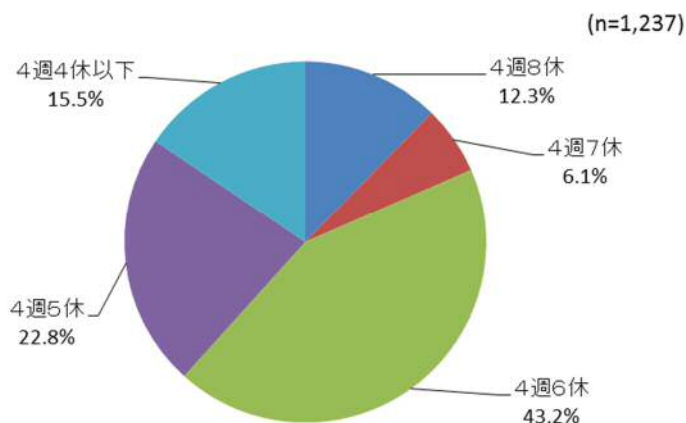
図 4-15 社会保険等の加入状況



(9) 工事現場における週休2日工事の設定

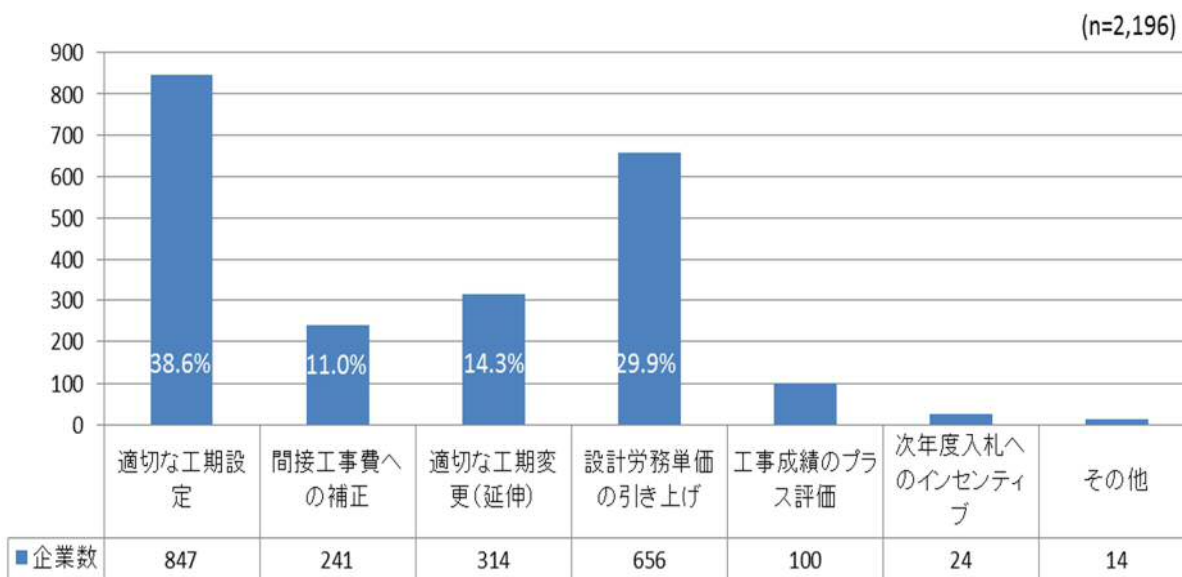
- アンケート結果では、工事現場において「4週8休」を設定しているのは約12%であり、「4週6休」が約43%と最も高く、次いで「4週5休」の約23%、「4週4休以下」の約16%となっています。(図4-16)
- 工事現場における週休2日実施のための効果的な施策としては、「適切な工期設定」が約4割と最も高く、次いで「設計労務単価の引上げ」の約3割となっています。(図4-17)

図4-16 工事現場の週休日設定状況



【出典：アンケート結果（県土木部監理課）】

図4-17 週休2日実施のための効果的な施策



【出典：アンケート結果（県土木部監理課）】

2 経営面の現状

(1) 事業承継の状況

- アンケート結果では、60歳以上の代表者が全体の約47%を占めており、前回調査結果の約43%よりやや増加しています。(図5-1)
- 60歳以上のうち、約31%は後継者(廃業予定含む。)が決まっておらず、前回調査結果の約26%より増加しています。(図5-2)

図5-1 代表者の年齢

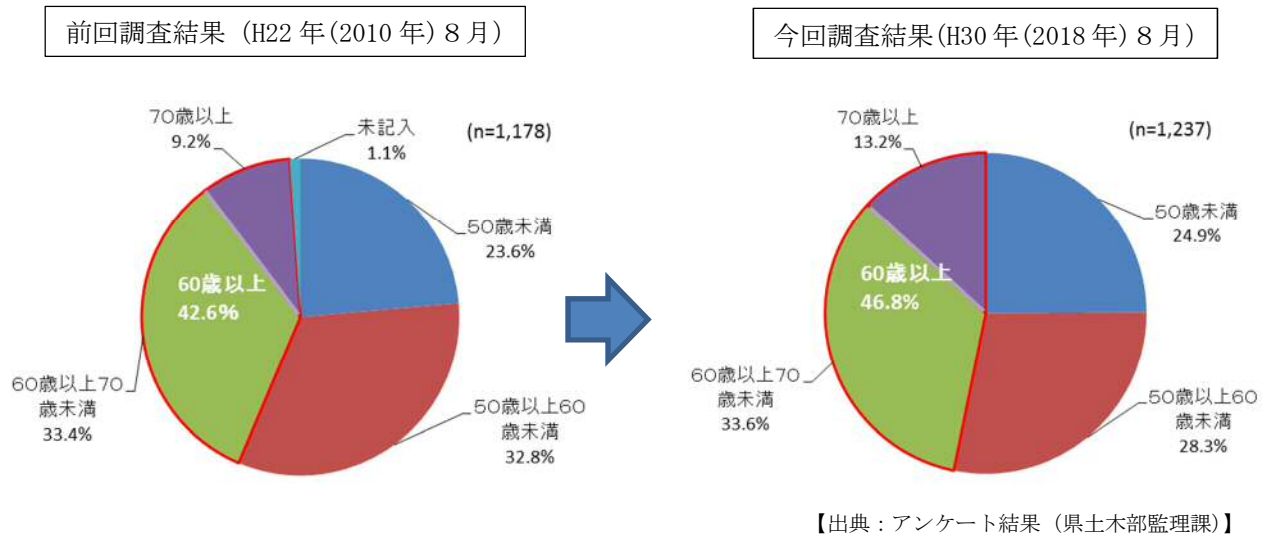
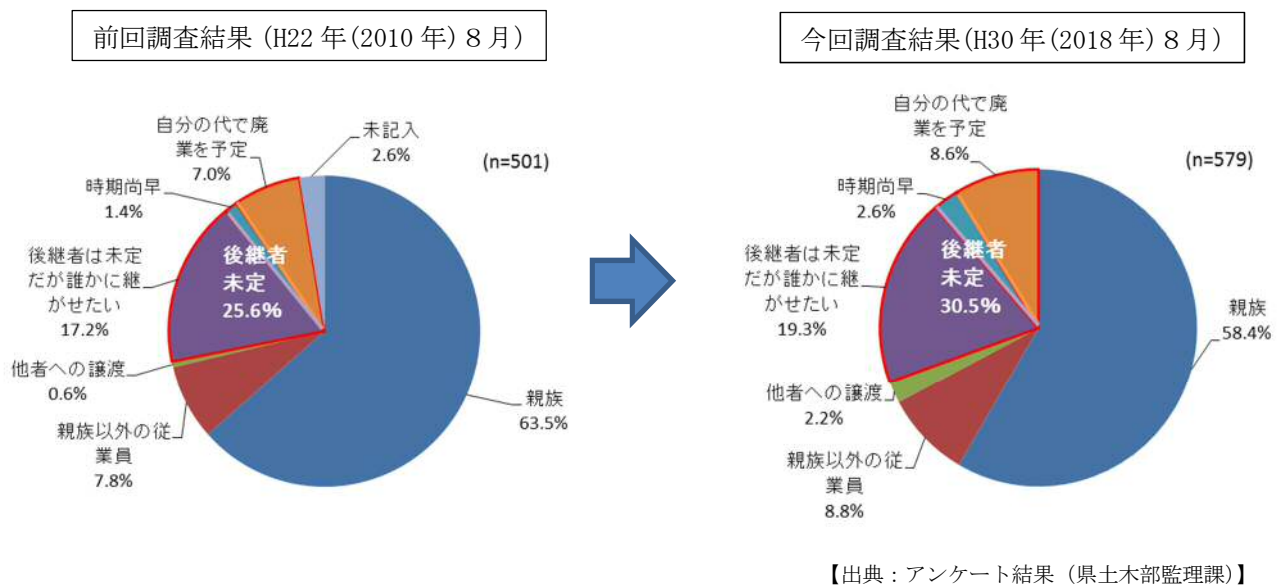


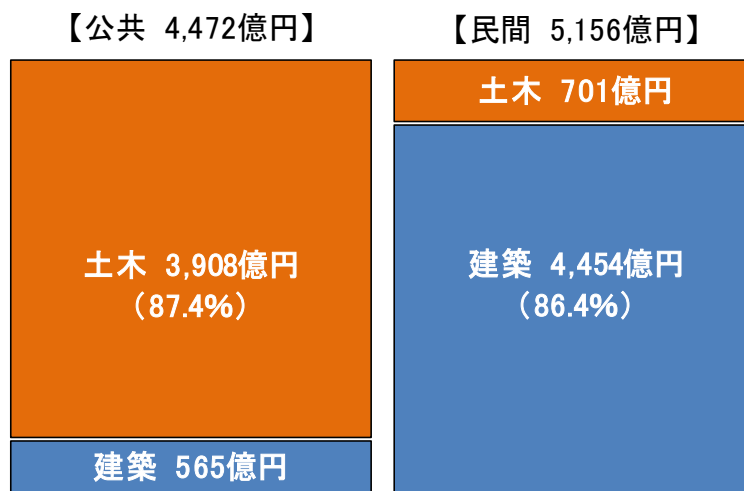
図5-2 60歳以上の代表者後継者・承継方法



(2) 県内建設工事の公共と民間の受注状況

- 公共の受注割合は、土木が約 87%と高く、民間の受注割合は、建築が約 86%と高くなっています。(図 5-3)

図 5-3 県内建設工事費の公共・民間別の割合



【出典：建設総合統計年度報 平成 29 年度 (2017 年度) (国土交通省)】

(3) 赤字工事の発生状況

- アンケート結果では、受注した工事が「全て黒字」と回答した建設企業は全体の約 42%となっており、前回調査結果の約 16%から大幅に増加しています。
また、受注工事に占める赤字工事の割合が「10%未満」と回答した建設企業は、前回調査結果とほぼ変わらず約 43%となっています。(図 5-4)
- 赤字工事が発生したと回答した建設企業は、土木一式工事及び舗装工事が約 64%、建築一式工事及びそれ以外（土木一式工事及び舗装工事除く、以下同じ。）の工事が約 54%となっており、土木一式工事及び舗装工事の方が高い結果となっています。(図 5-5)
- 赤字工事が発生した主な要因として、土木一式工事及び舗装工事では、「資材価格の高騰」と「不十分な設計変更」がそれぞれ約 25%、「労務費の高騰」が約 21%となっています。また、建築一式工事及びそれ以外の工事では、「労務費の高騰」が約 28%、「資材価格の高騰」が約 21%、「不十分な設計変更」が約 17%となっています。(図 5-6)

図5-4 赤字工事が発生した企業の割合

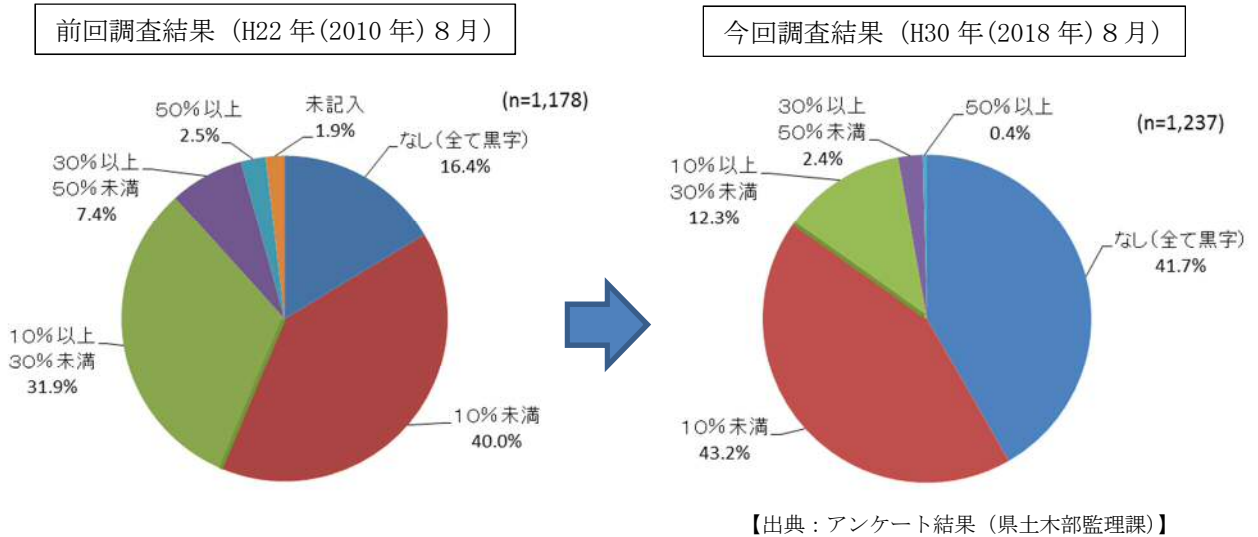


図5-5 工種別の赤字工事が発生した企業の割合

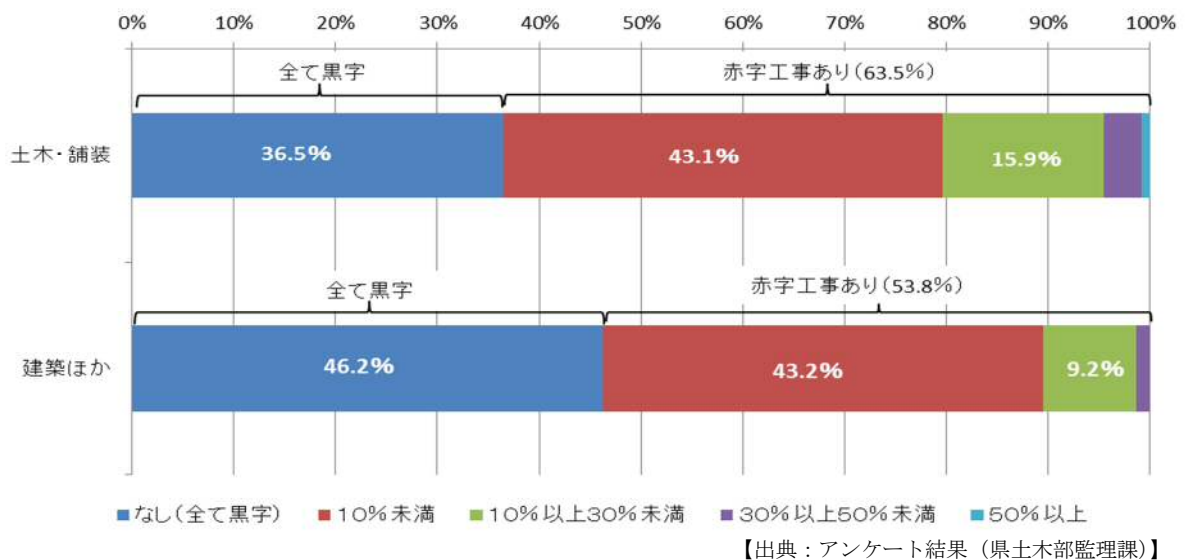
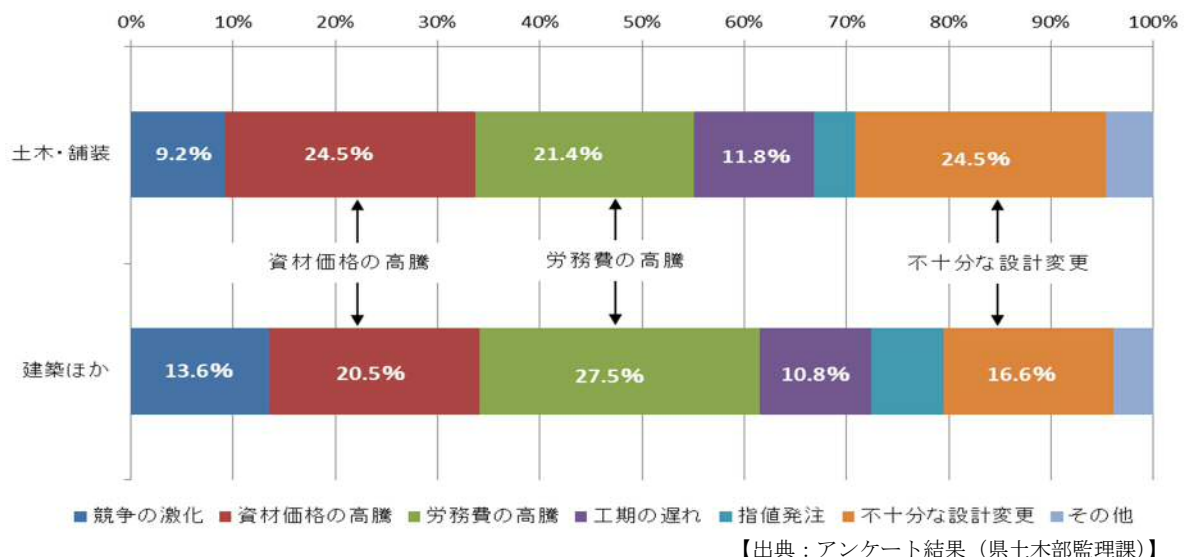


図5-6 工種別の赤字工事となった主な要因

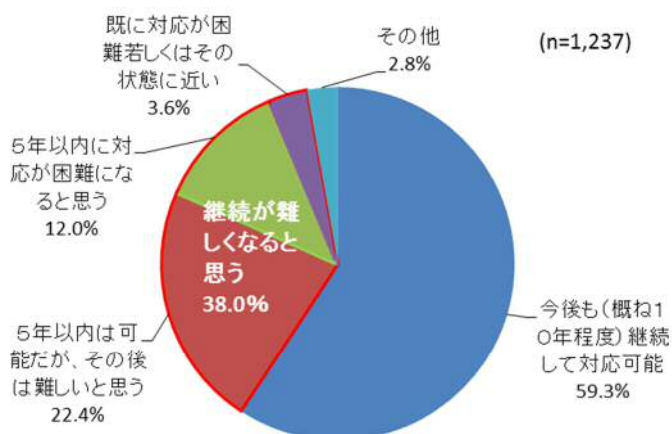


3 地域インフラ維持の現状

(1) 地域インフラ維持の見通し

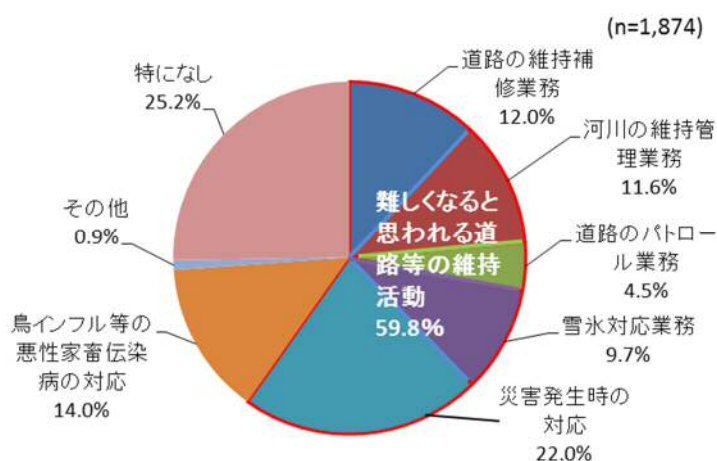
- アンケート結果では、地域インフラの日常的な維持管理や除雪、災害対応等の活動について、今後継続が難しくなると思う建設企業が約4割となっています。(図6-1)
- 継続が難しくなると思われる活動は、道路・河川の維持管理、雪氷・災害時の対応などで約6割となっています。(図6-2)

図6-1 地域維持活動の見通し



【出典：アンケート結果（県土木部監理課）】

図6-2 今後の活動が困難と思われる地域維持活動



【出典：アンケート結果（県土木部監理課）】

(2) 熊本地震発災に係る検証

- 平成30年(2018年)3月に県でまとめた「熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書」において、社会基盤の復旧・復興に係る災害発生時の対応に関する協定に基づく活動について、次のとおり課題を整理しています。
 - ・建設業協会等関係機関の活動は発災直後から行われていたものの、県として協定に基づく活動をどのようにスタートするのか、要請窓口や手続をどうするか等の細目のルールが明確になっていなかった。
 - ・また、ドローンによる被害調査において、緊急ヘリの運航など団体ごとの情報連携がうまく取れていなかった。
- 改善に向けた取組・方向性として、次のとおり、協定に関する要領等の見直しによる初動体制の円滑化を行うこととしています。
 - ・意見交換会等で出た問題点を協定やマニュアルに反映し、今後の初動体制(緊急時の連絡体制や被害情報の収集方法等)の円滑化を図る。

4 県内建設産業の課題

(1) 人材の確保・育成の課題

本県の人口は、2045年で144.2万人と、今後、更に加速度的に人口減少が進むと見込まれており、既に、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、全産業的な人材不足の状況は顕在化してきています。

このような中、建設産業においても、人材確保競争の激化や技術・技能の承継の懸念など、県民の安全安心を支える担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

そのため、引き続き、県内建設産業が若者にとって夢や希望を与える魅力ある産業となるよう週休2日の推進など働き方改革等に取り組むとともに、その魅力を発信することにより若年層や女性の入職を促進し、かつ高年層を含む在職者が働きやすい環境を整備することが求められています。

また、外国人の受入れについては、国の動向を注視し、建設産業各業界の実情に合わせて適切に対応していく必要があります。

(2) 経営面の課題

県内の建設業許可業者数は、平成24年度(2012年度)以降、約6,500者と横ばいで推移していますが、アンケート結果によると県内建設企業の代表者の約5割が60歳以上を占めており、そのうち、約3割は後継者が決まっていない状況にあるため、事業の継続が懸念されています。

人口減少社会が進展する中で、県民の安全安心や地域の経済成長に貢献していくという建設産業が担う役割を将来にわたり続けていくためには、経営体として生産性を向上させる新しいテクノロジーにも対応できる技術力と社会の要請に柔軟に対応できる経営力の強化が求められています。

また、受注した工事が資材価格や労務費の高騰、不十分な設計変更などの要因により赤字工事となった建設企業があることから、発注者は適正な設計・積算や施工条件の明示、適切な工期設定等に努めるとともに、受発注者双方が、適正な市場環境づくりに取り組むことが求められています。

(3) 地域インフラ維持の課題

地域インフラの日常的な維持管理や除雪、災害対応等の地域の維持管理活動について、アンケート結果では、今後、継続が難しくなると思う建設企業が約4割を占めており、地域の安全安心を確保するためには、地域維持型JV※6等の導入など、地域力の強化につながる新たな制度等の構築が求められています。

また、平成28年(2016年)4月14日と16日に発生した熊本地震においては、二度にわたり、かつて経験したことのない震度7の地震が発生し、社会インフラの重要性とその建設を担う建設産業の重要性が再認識されたところですが、協定に基づく建設業協会等関係機関の活動について、要請窓口や手続きに関する細目のルールが明確になっていなかったことから、発災時における初動体制の円滑化が求められています。

更に、魅力ある建設産業を目指すうえで、週休2日や社会保険等未加入対策などの施策を全県下で推進するためには、基礎自治体として地域における建設産業振興の役割を担う市町村との連携・強化が不可欠であることから、あらゆる機会を通じて県として市町村の支援を行う必要があります。

第3章 「新熊本県建設産業振興プラン」(前プラン)の取組実績

前プランでは、建設投資の大幅な減少、建設企業の利益率の低迷や倒産件数の高止まりなど、非常に厳しい状況の中、「技術と経営に優れた建設産業」「社会に貢献する建設産業」「透明で公正な市場環境づくり」という3つの目標を掲げ、平成23年度(2011年度)から27年度(2015年度)までの5か年計画で建設産業全体の再生(振興)を目指しました。

この目標を達成するためにアクションプログラムを策定し、次のとおり19の推進事業に取組みました。

本章では、「第3次熊本県建設産業振興プラン」の策定に資するため、第1章から第2章までと併せて前プランにおける取組実績と課題を整理します。

◀ 前プランの施策体系 ▶



【 取組実績と課題 】

「技術と経営に優れた建設産業」、「社会に貢献する建設産業」、「透明で公正な市場環境づくり」という3つの目標を達成するため、県として実施可能なものについては着実に取組みを進めてきました。

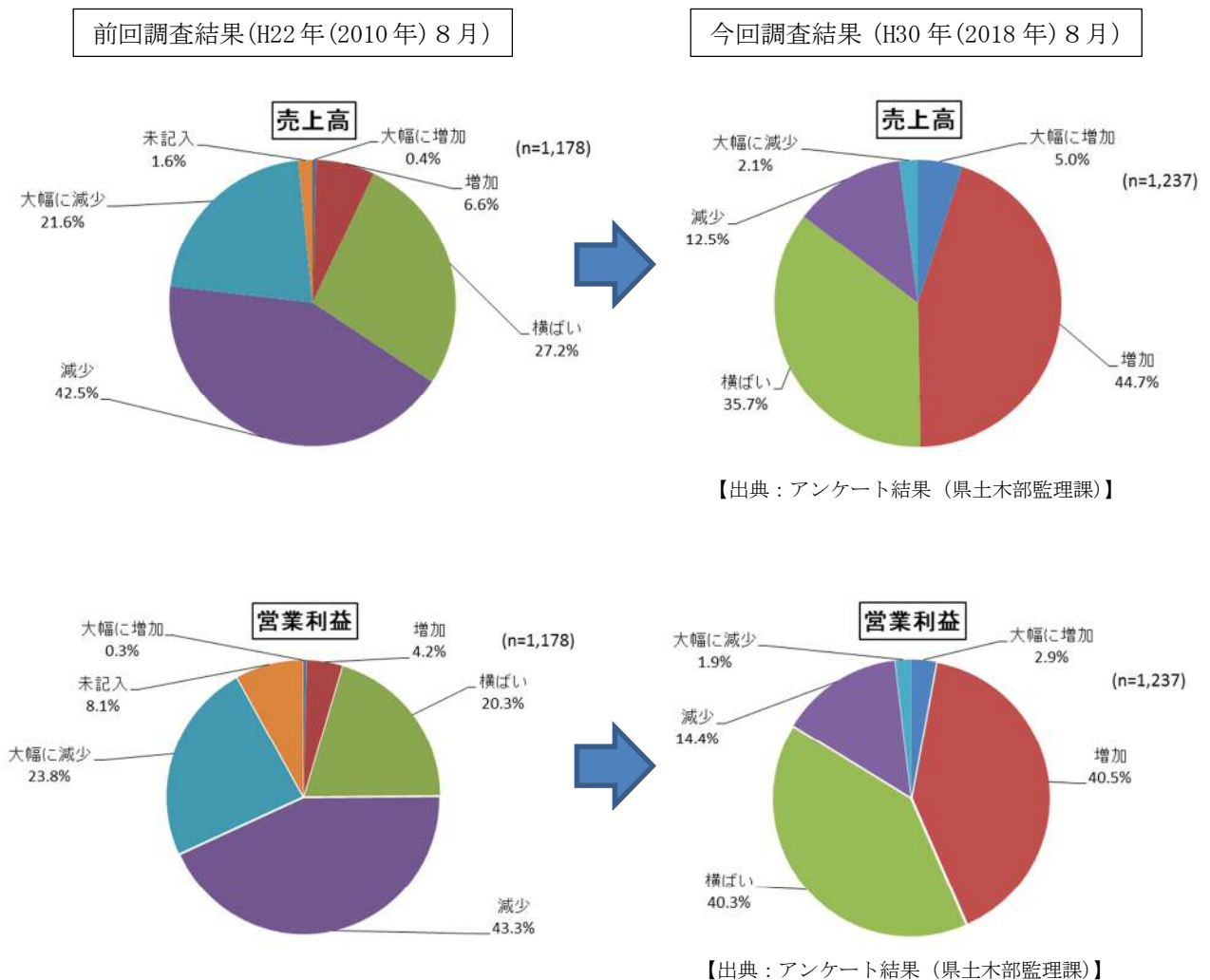
◀ 前プランの主な取組実績 ▶

目標	支援策	主な推進事業の実績
技術と経営に優れた建設産業	経営相談の実施	H23～H26年度(2011～2014年度) ・経営相談件数 417件 ・出前経営相談件数 115件
	県内企業の育成	H23～H27年度(2011～2015年度) ・県内発注率(件数ベース) 概ね98%で推移 H24～H27年度(2012～2015年度) ・「三者協議会」※7、「ワンデーレスポンス」※8を平成24年(2012年)4月から本格実施
	資金調達の円滑化	H23～H27年度(2011～2015年度) ・地域建設業経営強化融資制度※9 活用件数等 132件 1,840百万円 ・中間前払金制度※10 導入市町村数 H23(2011):16市町村 → H27(2015):29市町村
	人材確保・育成	H23～H27年度(2011～2015年度) ・労働安全に関する格付加点※11業者 H23(2011):322者 → H27(2015):498者 H26～27年度(2014～2015年度) ・就労環境改善に取り組む企業に対する補助制度を平成26年度(2014年度)に創設 ・建設産業イメージアップ戦略を平成26年度(2014年度)から実施
	技術力向上への支援	H23～H27年度(2011～2015年度) ・建設技術センター研修の充実(研修講師への職員派遣延人数) H23(2011):44人→H27(2015):65人 H26～27年度(2014～2015年度) ・総合評価落札方式※12の見直し(工事難易度に応じた評価、登録基幹技能者の配置に対する評価)
	情報通信技術の積極的活用	H23～H27年度(2011～2015年度) ・電子入札導入市町村数 H23(2011):8市町村 → H27(2015):15市町村 ・電子納品導入市町村数 H23(2011):4市町村 → H27(2015):18市町村
	企業合併・連携の促進	H23～H27年度(2011～2015年度) ・合併特例適用※13 件数 88件
	新分野進出等への支援	H23～H27年度(2011～2015年度) ・新分野に進出の取組みへの補助 25件 ・農業参入した建設企業 10者
社会に貢献する建設産業	社会貢献の評価	H23～H27年度(2011～2015年度) ・県との防災協定締結に対する格付加点企業 H23(2011):762者 → H27(2015):777者 ・公共工事建設副産物(コンクリート殻、アスファルト殻、木材)の再利用率 H23(2011):87～93% → H27(2015):100% H27年度(2015年度) ・「事業活動温暖化計画」及び「エコ通勤環境配慮計画」に対する格付加点を平成27・28年度(2015・2016年度)格付から実施
透明で公正な市場環境づくり	透明性・競争性・公平性の高い入札契約方式への改善	H23～H27年度(2011～2015年度) ・総合評価落札方式実施件数 H23(2011):145件 → H27(2015):318件 H26～H27年度(2014～2015年度) ・予定価格の積算内訳の公表を平成26年(2014年)6月から実施
	元請・下請関係の適正化の促進	H23～H27年度(2011～2015年度) ・下請債権保全支援事業※14 利用実績 260件
	不良不適格業者※15の排除の徹底	H23～27年度(2011～2015年度) ・営業所等立入調査件数 1,324件 H27年度(2015年度) ・不当要求防止責任者講習受講状況に対する格付加点を平成27・28年度(2015・2016)格付から実施
	国・市町村等との相互連携の促進	H23～H27年度(2011～2015年度) ・公共工事契約業務連絡協議会の開催

その結果、県内企業への発注率は概ね98%、合併特例適用件数は5年間で88件、電子入札導入市町村数は平成27年度(2015年度)に15市町村(平成23年度(2011年度)8市町村)、総合評価落札方式の実施件数は平成27年度(2015年度)に318件(平成23年度(2011年度)145件)など、前プランの取組みにより一定の実績を上げることができました。

また、熊本地震発災に伴う建設需要の増加の影響は考えられますが、アンケート結果では、過去3年間の売上高及び営業利益について、前回調査結果に比べ、「大幅に増加」又は「増加」の割合が大幅に増加する結果となっています。(図7)

図7 過去3年間の売上高と営業利益

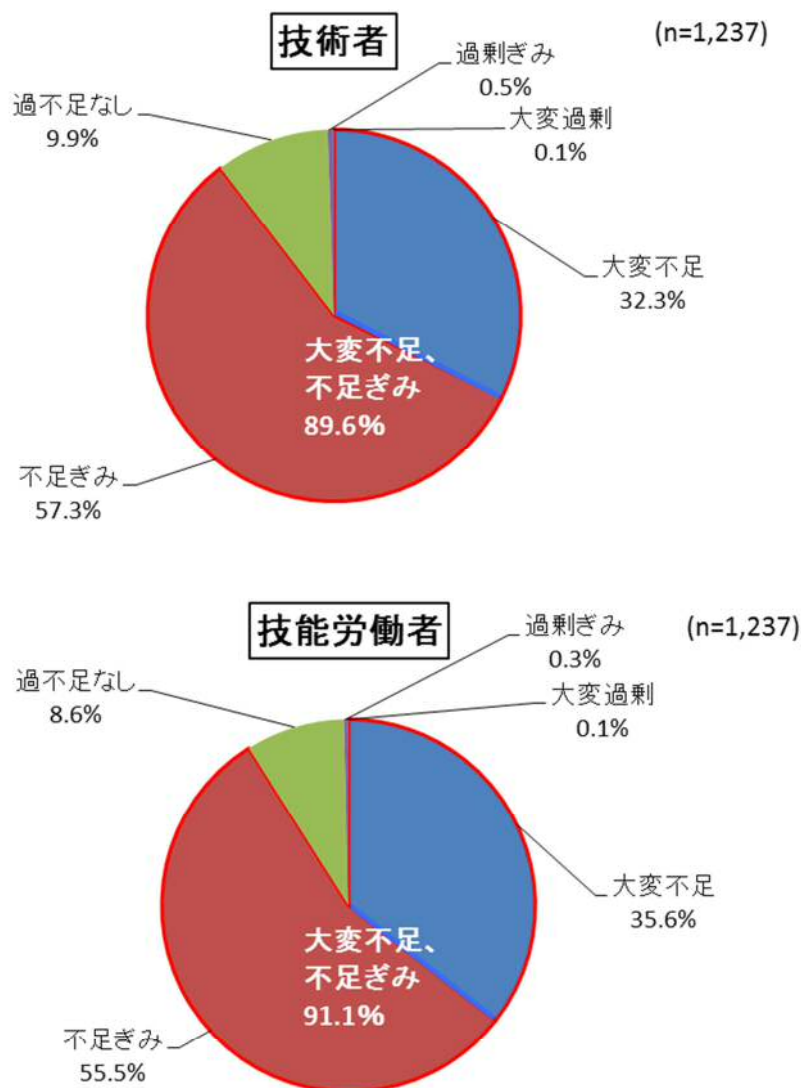


人口減少が進む中、全国的な景気回復と熊本地震からの復旧・復興需要の増加が相まって、本県では全国水準を超える有効求人倍率となり、人材不足の状況が続いています。アンケート結果においても、技術者及び技能労働者が、「大変不足」又は「不足ぎみ」が約9割と、人材不足が顕著に表れてきています。(図8)

このような状況の中、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るためには、本県の建設産業が抱える課題は十分に解決されたとは言えない状況にあります。

今後は、前プランに掲げた目標や県の支援策の方向性を継承しながらも、若者にとって魅力ある産業となるよう働き方改革等の取組みによる人材の確保・育成や生産性の向上、地域力の強化に重点的に取り組む必要があります。

図8 技術者及び技能労働者の過不足状況



【出典：アンケート結果（県土木部監理課）】

第4章 基本目標と取組みの方向性

県では、「熊本県建設産業振興プラン」及び「新熊本県建設産業振興プラン」に基づき、約10年の間建設産業の振興に取り組んできましたが、今後加速度的に進行する人口減少問題や熊本地震発災の経験を踏まえた取組みなど、今後も県内建設産業が、県民の生活を支える社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する担い手としてあり続けるためには、発注者及び受注者がそれぞれの役割を強く自覚し、その責務を果たしていくことが求められています。

【発注者及び受注者が果たすべき役割】

1 発注者の責務

発注者は、社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する担い手を中長期的に育成及び確保できるよう、適正な設計・積算や施工条件の明示、適切な工期設定等に努めなければならない。

また、引き続き公正で透明な入札契約制度の整備に取り組むとともに、発注や施工時期の平準化に努めなければならない。

2 元請企業の責務

元請企業は、常に施工技術の向上に努め、建設工事の適正な施工を高い水準で実現できるよう、技術力や経営力の強化に努めなければならない。

また、長時間労働の是正や週休2日の確保など働き方改革に積極的に取り組むとともに、下請企業に対する法令遵守指導を的確に行い、適切な工期や適正な請負代金等での発注を行わなければならない。

3 下請企業の責務

下請企業は、高い専門性と施工能力を有する企業として、その技術や技能の承継に努めるとともに、元請企業と対等な関係で取引を行う能力を高め、更なる施工技術の向上や生産性の向上に努めなければならない。

今回の第3次プランにおいては、発注者、受注者それぞれの責務を改めて認識し、前章までに整理した課題を踏まえ、新たな基本目標と3つの取組みの方向性を次のとおり定め、建設産業振興のための施策を展開していくこととします。

また、業界団体や関係機関と引き続き意見交換を行うなど緊密に連携し、目標の実現に向けて着実に取組みを進めていきます。

〔 基本目標 〕

社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する持続可能な建設産業の実現

〔 取組みの方向性 〕

◆ 将来の建設産業を支える人材の確保・育成

～ 将来の建設産業を支える優秀な人材を着実に確保・育成します ～

社会資本の適切な維持管理・更新、さらには防災・安全、地域の雇用・経済に欠かすことのできない建設産業の担い手確保のため、若年者等の人材確保・育成に取り組めます。

◆ 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業

～ 良質な社会資本を提供する技術と経営に優れた建設産業を育成します ～

熊本地震発災により大幅に増加した建設需要の収束に伴う復旧・復興後の建設投資の減少が見込まれる中、今後は限られた建設投資の中でも、その優れた技術力をもって工事を受注し、一定の利益を上げ、自社だけでなく下請企業を含めた地域全体の核となることのできる強い建設企業となるよう取組めます。

◆ 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業

～ 地域インフラの維持管理や災害対応などに貢献する建設産業を育成します ～

地域の安全・安心を担う「地域の守り手」として、地域インフラの日常的な維持管理や除雪、災害対応など持続的な活動を行う建設企業が、県内どの地域においても存在するよう取組めます。

第5章 県の支援策

前章に掲げた目標の達成に向け、「第3次熊本県建設産業振興プラン」における県の支援策として、次のとおり取組めます。

「第3次熊本県建設産業振興プラン」に係る施策体系

目標	取組みの方向性	支援策
社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する持続可能な建設産業の実現	1 将来の建設産業を支える人材の確保・育成	(1) 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> — 工事現場の休日の拡大 — 技能労働者の処遇改善 — 働き方改革への支援
		(2) 若年者等人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> — 若手人材の確保 — 多様な人材の確保
		(3) 魅力ある職場づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> — 就労環境の整備 — 職場環境の整備
		(4) 建設現場の安全対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> — 安全対策の強化 — 労働災害の防止
		(5) 若手技術者等の育成 <ul style="list-style-type: none"> — 若手技術者の育成 — 若手技能者の育成 — その他人材の育成 — 研修の場の充実
		(6) 戦略的広報の展開 <ul style="list-style-type: none"> — イメージアップの推進
	2 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業	(1) 生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> — ICT活用の推進 — 適正な工期の設定
		(2) 県内企業の育成 <ul style="list-style-type: none"> — 県内企業の受注機会の確保 — 専門工事業の適切な活用
		(3) 技術力の向上 <ul style="list-style-type: none"> — 建設企業の技術力の評価 — 品質に優れた施工の推進 — 新技術・新工法の活用 — 研修の場の充実
		(4) 経営の効率化及び経営基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> — 企業合併等の支援 — 経営安定化の支援 — 新分野進出等への支援
		(5) 適正な市場環境づくり <ul style="list-style-type: none"> — 入札契約制度の改善 — 元請・下請関係の適正化 — 不良不適格業者の排除 — 国・市町村等との連携
	3 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業	(1) 予算の安定的・継続的な確保 <ul style="list-style-type: none"> — 公共事業費の安定的な確保
		(2) 新たな制度等の構築 <ul style="list-style-type: none"> — 地域の維持管理の強化 — 災害時の対応強化 — 「地域の守り手」となる企業の育成
		(3) 社会貢献の推進 <ul style="list-style-type: none"> — 新分野進出等への支援 — 社会貢献活動への評価 — 環境に配慮した社会資本の整備の推進
		(4) 市町村支援 <ul style="list-style-type: none"> — 市町村への支援強化

1 将来の建設産業を支える人材の確保・育成

将来の建設産業を支える優秀な人材を着実に確保・育成していくため、働き方改革をはじめとする担い手の確保・育成につながる魅力ある建設産業の創造に積極的に取り組む建設企業を支援します。

文中の**新**は新規の事業、**拡**は継続事業の拡充、記載なしは継続事業を表します。

(1) 働き方改革の推進

- ・ 工事現場の休日の拡大
 - **新** 週休2日試行工事の導入
- ・ 技能労働者の処遇改善
 - **新** 建設キャリアアップシステム※16（平成31年度(2019年度)運用開始）の導入による技能労働者の処遇改善や現場管理の効率化、入札制度等への活用
- ・ 働き方改革への支援
 - **新** ウィークリースタンス※17の導入
 - 労働環境等に関する職場内の研修会等への専門家の派遣や、働き方改革等を推進するための経営者等を対象としたセミナーの実施
 - ワーク・ライフ・バランス※18の周知、啓発

(2) 若年者等人材の確保

- ・ 若手人材の確保
 - **新** 高校3年生、既卒者等を対象に、企業説明会等を行う「建設企業の魅力発見フェア」の開催（平成30年度(2018年度)から実施）
 - 高校在学中に行う2級土木施工管理技士や小型車両系建設機械運転などの各種資格取得の支援
 - 土木・建築系の学科を有する工業高校・農業高校等で学ぶ高校生及びその保護者を対象とした建設業説明会の実施
 - 県内工業系高校に「しごとコーディネーター」を配置し、県内建設企業への就職を支援
 - 新規学卒者等の雇用状況に応じた企業の評価【格付】
- ・ 多様な人材の確保
 - 建設産業で働く女性の交流会や男女共同参画社会づくりに対する企業への評価【格付】など、女性が働きやすい環境づくりの推進
 - 外国人受入れのための相談窓口の設置や企業向けセミナーの開催、マッチングの支援
 - **新** 民間教育機関等と連携し、建設産業への外国人の受入れ態勢を整備
 - 障がい者の雇用状況に応じた企業の評価【格付】

(3) 魅力ある職場づくりの推進

- ・ 就労環境の整備
 - － 労働災害防止の取組み状況に応じた企業の評価【格付】
 - － **拡** 県発注工事における元請企業及びその下請企業は、社会保険等加入企業※19に限定するとともに、未加入者の建設現場からの排除の推進
- ・ 職場環境の整備
 - － 労働環境等に関する職場内の研修会等への専門家の派遣や、働き方改革等を推進するための経営者等を対象としたセミナーの実施 **再掲**
 - － **拡** 女性や高齢者、外国人など多様な人材に対応した職場環境改善に向けたモデル的な取組みを行う建設企業の支援

(4) 建設現場の安全対策の強化

- ・ 安全対策の強化
 - － **新** 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（職人基本法）に基づく計画の策定及び安全対策等の推進
- ・ 労働災害の防止
 - － 事故防止講習会の実施
 - － 労働災害防止の取組み状況に応じた企業の評価【格付】 **再掲**

(5) 若手技術者等の育成

- ・ 若手技術者の育成
 - － **拡** 若手による施工管理技士や技能士などの資格取得の支援
 - － 若手技術者を追加配置した場合の企業の評価【総合評価】
 - － 若手建設技術者の優良工事表彰の実施
 - － 県若手職員と現場技術者との意見交換の実施
- ・ 若手技能者の育成
 - － 技能検定制度による技能士の育成
 - － 若手による施工管理技士や技能士などの資格取得の支援 **再掲**
 - － 県立高等技術専門校による技能者の育成
 - － 認定職業訓練の実施等に係る支援
 - － 登録基幹技能者配置に係る企業の評価【総合評価】
 - － 優秀な技能者や認定職業訓練関係功労者、技能尊重の推進等に著しい功績が認められる企業・団体などの表彰の実施
 - － 県外技能競技大会への出場や技能検定講習会の実施に対する支援
- ・ その他人材の育成
 - － 優良工事表彰受賞者に対する評価や継続学習制度等の受講状況に応じた評価【格付・総合評価】
 - － 新事業を展開する原動力となる次世代経営者・幹部候補者の育成

- ・研修の場の充実
 - －**新** 業界団体のニーズを踏まえた建設産業における人材研修の在り方の調査・検討
 - －**拡** (一財) 熊本県建設技術センターによる若手技術者等育成のための研修の充実
 - －**新** 技能士の育成を図る(仮称)技能振興センター(技能検定試験会場等)の整備に向けた検討

(6) 戦略的広報の展開

- ・イメージアップの推進
 - －業界団体や教育機関と連携し、建設産業の魅力や役割、地域貢献などを発信し、若者の建設産業への新規就業を促すイメージアップ戦略の実施
 - －卓越した技能の魅力発信や熟練技能者によるものづくり体験を行う「技能フェア」の開催
 - －県内建設産業の重要性や技術力の高さを発信する現場見学会の開催

2 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業

低コストで良質な社会資本を提供できる技術と経営に優れた建設産業の育成を図るため、生産性の向上などによる技術力及び経営力を強化するための取組みなどを自ら積極的に行う建設企業を支援します。

(1) 生産性の向上

- ・ ICT活用の推進
 - － **新** ICT活用工事の導入
- ・ 適正な工期の設定
 - － **拡** 債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫を行い、発注や施工時期の平準化の推進

(2) 県内企業の育成

- ・ 県内企業の受注機会の確保
 - － 県内企業で施工が可能なものは県内企業への発注に努めるとともに、国等の発注機関に対しても県内企業の活用について要請
- ・ 専門工事業の適切な活用
 - － 工事の種類、規模、重要度や特殊性及び発注の効率性等を考慮しながら、できる限り専門工事を分離発注するなど専門工事業の育成
 - － 専門工事の完成工事高等に応じた企業の評価【格付】

(3) 技術力の向上

- ・ 建設企業の技術力の評価
 - － 県発注工事の工事成績等の適正な評価や優良工事表彰等の実施【格付・総合評価】
 - － VE※20 提案の推進【格付】
 - － ランク下位の業者が新たな技術の習得や経営の拡大にチャレンジできる入札契約制度の実施
- ・ 品質に優れた施工の推進
 - － 発注者、受注者、設計者の三者が工事着手前に打ち合わせする「三者協議」や、現場からの質疑等に24時間以内に対応する「ワンデーレスポンス」の推進
 - － 県発注工事の工事成績等の適正な評価や優良工事表彰等の実施【格付・総合評価】 **再掲**
- ・ 新技術・新工法の活用
 - － **拡** 新技術や新工法に向けた取組みやICT技術の活用など生産性向上に向けた取組みに対する支援
 - － 新事業を展開する原動力となる次世代経営者・幹部候補者の育成 **再掲**
- ・ 研修の場の充実
 - － **新** 業界団体のニーズを踏まえた建設産業における人材研修の在り方の調査・検討 **再掲**

- －**拡** (一財) 熊本県建設技術センターによる若手技術者等育成のための研修の充実 **再掲**
- －**新** 技能士の育成を図る(仮称)技能振興センター(技能検定試験会場等)の整備に向けた検討 **再掲**

(4) 経営の効率化及び経営基盤の強化

- ・企業合併等の支援
 - －合併特例措置による企業合併等の継続的な支援
 - －**新** 継続的な協業関係である共同企業体(経常建設JV)の普及促進
- ・経営安定化の支援
 - －熊本県よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)を活用した経営相談の実施
 - －県工事の発注見通しの定期的な公表
 - －**新** 格付における残留措置制度の導入
 - －建設業者の経営の安定や強化等に必要な事業資金について、国や県の各種制度の活用を図るなど資金調達の円滑化の推進
- ・新分野進出等への支援
 - －農業参入や林建連携※21など経営の多角化のため、新分野進出に取り組む建設業者の支援
 - －県内商工団体や民間企業と連携し、災害等が発生しても事業が継続できるよう、建設企業も含む県内中小企業に対するBCP(事業継続計画)※22策定支援を実施

(5) 適正な市場環境づくり

- ・入札契約制度の改善
 - －総合評価落札方式の施行を継続し、問題点や制度の課題等を検証しながら、技術力・経営力に優れた企業が成長できる競争環境の整備【総合評価】
 - －建設業者が適正な利潤を確保できるよう、予定価格の適切な設定、歩切りの根絶、適正な最低制限価格の設定など、市町村へのダンピング対策の働きかけの実施
 - －**新** 迅速な請負代金の支払いや技術者の効率的な配置のため、工事成績評定通知を行う仕組みの検討
 - －入札契約情報の公開及び入札監視委員会の開催
- ・元請・下請関係の適正化
 - －適正な元請下請関係が構築され、下請工事でも利益が確保できるよう標準見積書の活用促進や下請報告書、現場立入での適正な元請下請関係の徹底
- ・不良不適格業者の排除
 - －不良不適格業者の排除の徹底を図るため、営業所や工事現場の立入調査を実施するとともに、監督処分基準や指名停止措置基準に基づき、不正行為者に対しては、厳正に対処
 - －県警察本部と連携し、熊本県暴力団排除条例等に基づく取組みの推進

・国・市町村等との連携

- 一 **拡** 公共工事契約連絡協議会や九州ブロック発注者協議会等を通じて、国・市町村等の公共工事発注機関相互の連携を図りながら、透明で公正な市場環境づくりの推進

3 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業

地域に根差した産業として、今後も「地域の守り手」として地域インフラの維持管理や災害発生時の対応、他産業と連携した地域の活性化に貢献する建設産業を育成するため、地域力の強化に積極的に取り組む建設企業を支援します。

(1) 予算の安定的・継続的な確保

- ・公共事業費の安定的な確保

- 一 県予算における公共投資予算の確保とともに、国等に対しても、地域の社会資本の整備、防災・減災対策、老朽化対策を着実に推進できるよう各種要望活動を通じ公共投資予算の安定的・継続的確保を要望

(2) 新たな制度等の構築

- ・地域の維持管理の強化

- 一 **新** 地域維持型 J V 等の導入など地域に応じた体制の検討など
 - 一 **新** 経営事項審査制度の改正を踏まえた維持修繕業務委託や除雪・凍結防止作業委託の実績の評価の検討

- ・災害時の対応強化

- 一 **新** 災害時の入札契約制度を含む初動体制の整備
 - 一 災害協定締結の状況に応じた評価【格付・総合評価】

- ・「地域の守り手」となる企業の育成

- 一 県内商工団体や民間企業と連携し、災害等が発生しても事業が継続できるよう、建設企業も含む県内中小企業に対する B C P（事業継続計画）策定支援を実施 **再掲**
 - 一 工事の種類、規模、重要度や特殊性及び発注の効率性等を考慮しながら、できる限り専門工事を分離発注するなど専門工事業の育成 **再掲**
 - 一 専門工事の完成工事高等に応じた企業の評価【格付】 **再掲**

(3) 社会貢献の推進

- ・新分野進出等への支援

- 一 農業参入や林建連携など経営の多角化のため、新分野進出に取り組む建設企業の支援 **再掲**

- ・社会貢献活動への評価

- 一 格付での消防団活動や保護観察者の協力雇用主、総合評価落札方式でのロードグリーンボランティアなど、建設企業の社会貢献活動の評価【格付・総合評価】

- ・環境に配慮した社会資本の整備の推進

- 一 循環型社会や低炭素型の社会の実現に向けて、環境・景観・緑地等に配慮した工法を積極的に活用した社会資本整備を推進
 - 一 **新** 熊本県リサイクル製品認証制度により認証された製品の普及促進

(4) 市町村支援

・市町村への支援強化

- － **拡** 公共工事契約連絡協議会や九州ブロック発注者協議会等を通じて、国・市町村等の公共工事発注機関相互の連携を図りながら、透明で公正な市場環境づくりを推進 **再掲**
- － 建設業者が適正な利潤を確保できるよう、予定価格の適切な設定、歩切りの根絶、適正な最低制限価格の設定など、市町村へのダンピング対策の働きかけの実施 **再掲**
- － **拡** 債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など、発注や施工時期の平準化について市町村への働きかけの実施 **再掲**
- － 市町村の電子入札システム等の導入促進

※1 投資的経費

投資的経費は、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の建設に要する経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費からなっています。

※2 建設事業者アンケート調査

県への入札参加資格を持つ2,726者（平成30年（2018年）7月23日現在有効な者）に対し、平成30年（2018年）7月24日から同年8月24日まで、インターネットによるアンケート調査を実施し、1,237者（回収率45.4%）から回答を得た結果を取りまとめたものです。

※3 技術者

施工状況の管理・監督する一定の資格・経験を有する者を指します。例えば、現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請負企業の主任技術者含む）等の技術者がこれにあたります。

※4 技能労働者

専門的な技能を有し、建設現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、特殊作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、型枠工、大工、左官等があります。なお、現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者含む）等）は、技能労働者には含みません。

※5 高校生に対するアンケート調査

平成30年（2018年）7月に県土木部監理課が開催した「熊本県建設企業の魅力発見フェア」に参加した県内の土木・建築系学科で学ぶ高校生515人（高校数12校）に対し、学校を通じて無記名アンケートを実施し、506人（回収率98.3%）から回答を得た結果を取りまとめたものです。

※6 地域維持型JV制度

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体（JV）のことです。地域維持型JVの対象工事には、新設・改築等の工事は含まれません。

※7 三者協議会

品質に優れた構造物を構築するとともに設計の意図を正しく理解するため、発注者、受注者及び設計者の三者が工事着手前等に行う協議のことです。

※8 ワンデーレスポンス

工事現場からの質疑等に対し、発注者が24時間以内に回答又は回答予定日を示す取組みのことであります。

※9 地域建設業経営強化融資制度

平成20年(2008年)11月、下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、事業協同組合等に加え、一定の民間事業者(西日本建設業保証株式会社の100%子会社の株式会社建設総合サービスが指定を受けている)が転貸融資を行う場合にも(一財)建設業振興基金の債務保証の対象となるとともに、事業協同組合又は民間事業者からの融資と併せて、保証事業会社が金融保証を行うことができる制度です。従来の制度では出来高の範囲内で融資されていましたが、当制度は出来高を超える部分(未完成部分)についても融資が受けられます。(平成33年(2021年)3月末まで延長)

※10 中間前払金制度

中間前払金とは、当初の前払金(請負代金の4割)に加え、工期半ばで2割を追加(合計6割)して行う前金払い制度です。資金繰りの安定化、元下間の請負代金支払・労働者に対する賃金支払に関するトラブルの抑制などにより、適正な施工に寄与します。

※11 格付加点

「熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱」に基づく入札参加者資格審査における格付加点措置のことであります。

※12 総合評価落札方式

価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式であり、価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能になります。

※13 合併特例措置

「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領」に基づく、県工事の入札参加者資格審査における格付の加点措置及び指名競争入札の参加資格の特例措置のことであります。

※14 下請債権保全支援事業

平成21年(2009年)3月、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置として、下請建設企業及び資材業者が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払いを保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料

負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を図る事業です。

※15 不良不適格業者

技術力・施工力を有しないペーパーカンパニー、暴力団が関与している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業などを指します。

不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質の確保、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害することから、その排除が求められています。

※16 建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステムは、技能者が保有する資格、社会保険加入状況、就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みのことです（平成 31 年（2019 年）4 月に運用開始）。

※17 ウィークリースタンス

「金曜日に業務の依頼を行わない」、「月曜日を期限日としない」、「午後 5 時以降の打ち合わせは行わない」など、受発注者が共有の目的とすることで、より働きやすい環境づくりを目指す取り組みです。

※18 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」で、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

※19 社会保険等加入企業

社会保険等加入企業とは、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成 24 年（2012 年）11 月 1 日施行）における労働保険（雇用保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金等）に適切に加入している企業のことです。そのため、個人事業主において常用労働者が 5 人未満の場合は、雇用保険のほか、国民健康保険及び国民年金に加入する必要があるなど、企業の法人と個人事業主の別や従業員規模、当該労働者の就労形態等により加入させるべき社会保険等は異なります。

※20 VE (Value Engineering)

公共工事に要求される機能を最低のライフサイクルコストで達成させるための新たな改善提案を創造する活動のことです。

具体的には、入札時に技術提案を受付け、採用された場合はその技術提案に基づく金額で入札できる入札時 VE、契約後に技術提案を受付け、採用された場合はコスト縮減額の半分を VE 管理費として支払う契約後 VE などがあります。

※21 林建連携

林業と建設業等の関係者が連携し、林業担い手としての雇用確保に努め、健全な森林整備や素材生産等林業生産活動の推進及び地域経済の活性化を図る取り組みです。

※22 BCP (Business continuity planning) (事業継続計画)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時にける事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。